

農地流動化の構造

——東北地方の動向を中心に——

田 畑 保

1. 序——農地流動化の概況・若干の論点整理と課題の限定——
2. 1980年代における東北地方の農地移動，特に自作地有償所有権移転の動向——負債整理目的の農地売却多発と農地価格下落——
3. 農地貸借と農作業受委託——宮城県登米郡米山町の実態から——
 - (1) 異なる形態の農地貸借の並存——作り分けと利用権設定——
 - (2) 農作業受委託——稲作の機械作業の一貫的請け負わせと委託側での肥培管理——
 - (3) 貸借の形態別小作料と作業料金——貸付と農作業委託との経済性の比較——
 - (4) 規模拡大，コスト節減と農作業受委託
4. 結 び

1. 序——農地流動化の概況・若干の論点整理と課題の限定——

(1) 農業，特に土地利用型の農業においては，農地が基本的な生産手段であり，その農地の集中，集積が経営規模の拡大にとっての基本的な要件となる。それ故，零細な規模の農業構造の改編にとって，下層の土地の上層への移動・集中，それを通じての規模拡大，生産コストの低下，という構図のもとで農地流動化が重要な課題とされてきたことは周知のところである。そしてその農地の流動化は，自作農における階層間生産力格差の拡大，自作農経営の分解による農家相互の農地の売買ないし貸借を通じて進むものとされる（土地，ないし土地用益の商品化，「土地市場」の形成）。

ただ，戦後自作農制のもとでは農家が農地を手放すのは，子弟の教育や結婚のためであったり（財産贈与の先取的性格），負債整理，のっぴきならぬ資金の必要のため等であり，いわば家族成員やイエの存立にかかわる事情による

ものが大部分である。また農地の貸借については、発生当初には家族内の労働力的な事情（農外転出、病気、死亡等による労働力不足、欠損等——それは家族成員のライフサイクルとも関連し家族労作経営に固有の現象——）に基づく労働力調整的な性格を持つものも多く、自作農の階層分解、兼業化・経営縮小農家（更には農業離脱）と規模拡大農家とへの分化とともに貸付層と借入れ層とに分化・固定して賃貸借関係として展開、拡大する。そしてこうした貸借関係の発生の仕方にはそれぞれの地域の土地所有関係・利用慣行等の歴史的経緯や特質が様々の形で影響を及ぼす。更に最近の兼業深化と都市サイドからの影響による地価高騰のもとでの土地の出し手、貸し手側の農家の問題としていえば、特に生活費を基本的に農外兼業収入に依存するような兼業農家にとっては農地は生産手段としての意味もさることながら、家産としての意味が強くなっており、自家農業と農地の維持がムラ社会の中での成員としての存立のための必要条件となるという面も軽視できなくなっている。このように家産・イエ維持志向が強く働く状況のもとでは農家は経済的な採算もさることながら、労働力の問題（子供の数の減少、若年層の就農経験の希薄化、農外就業の一般化のもとでの後継農業労働力の確保の困難化）等で農業維持が困難となるギリギリのところまで農業、耕作を維持しようとする（土地、土地用益の商品化、「土地市場」の日本的・現段階的特殊性）。

こうした中では前述した労働力調整的な性格を持った貸借、あるいは発生当初の貸借等がその後も様々の形で影響を及ぼし、定額地代の農地賃貸借関係に純化しきらない多様な形態の土地の貸付け、ないしは労働力調整の形態が生じてくることになる。請負耕作や作り分け、作りあげ等地域によって様々な形態の貸借がそのようなものとして捉えられよう（勿論そこには農地法による規制に対する忌避という側面もあるが）。農作業受委託もある意味ではそうしたものの一種で、機械利用と労働力調整の一形態という面も持つ。そしてそれらは各々の地域の兼業条件や賃金水準、自作農経営の分解の程度如何ではかなり長くそのまま残るということもある。これら過渡的ないし中間的な貸借はセンサス等の統計では十分に捉えきれないことが多い。

(2) では統計上の農地流動化の動向はどうか。それをまず第1表によって概観しておこう。これは農業委員会による許可等を経た農地移動の面積であるが、ここでの農地流動化面積としては表注に述べたように自作地有償所有権移転面積、農地法による賃借権設定面積、農用地利用増進法による利用権設定面積、および農協への経営委託にともなう権利の設定・移転の面積を合計したものをとった。これによってみると、1970年前後の7～8万ha水準から1970年代後半には5～6万ha水準にまで落ち込んだ農地流動化面積が80年代前半に至って再び8～9万haにまで回復、増大している。法定上の農地流動化面積としては80年代前半には70年代初頭までのピークを上回る水準に達しているわけである。しかし、80年代には82年をピークとしてその後は停滞気味であ

第1表 農地流動化面積の年次別推移

(単位: ha)

	全 国			北 海 道			都 府 県		
	流動化 面積計	自作地有 償所有権 移転	その他賃 借権, 利 用権設定 等	流動化 面積計	自作地有 償所有権 移転	その他賃 借権, 利 用権設定 等	流動化 面積計	自作地有 償所有権 移転	その他賃 借権, 利 用権設定 等
1967年	74,492	72,386	2,106	32,303	31,658	645	42,130	40,670	1,460
70	73,049	71,211	1,838	35,937	35,121	816	37,113	36,091	1,022
73	78,530	73,829	4,701	36,334	35,060	1,274	42,196	38,769	3,427
76	57,667	47,296	10,371	23,569	20,969	2,600	33,920	26,327	7,593
77	58,725	46,293	12,432	22,952	20,328	2,624	35,772	25,964	9,808
78	58,373	42,133	16,240	21,128	17,569	3,359	37,445	24,565	12,880
79	66,088	40,338	25,750	21,583	16,233	5,350	44,782	24,104	20,678
80	78,477	40,496	37,981	21,072	15,488	5,584	57,405	25,008	32,397
81	76,975	36,884	40,091	16,821	12,346	4,475	60,154	24,538	35,616
82	88,586	38,400	50,186	21,521	13,528	7,993	67,065	24,872	42,193
83	84,412	37,940	46,472	20,884	13,375	7,509	63,528	24,565	38,963
84	84,701	38,563	46,138	23,261	13,960	9,301	61,438	24,602	36,836
85	85,447	38,098	47,349	24,033	14,060	9,973	61,413	24,038	37,375
86	85,398	35,217	50,181	22,504	12,952	9,552	62,893	22,265	40,628

資料: 農水省農政課『農地の移動と転用』より。

注. 流動化面積は自作地有償所有権移転面積、賃借権設定(農地法3条)面積、農協への経営委託に伴う権利の設定、移転面積(農地法3条)、農用地利用増進法による利用権設定面積の合計。

る。それはこの間の流動化面積の増加の主要部分を占めてきた利用権設定が82年をピークに頭打ち傾向となっているためである。農用地利用増進法による利用増進事業、利用権設定が次第に定着し、農地流動化の主流は自作地有償所有権移転から賃借権、利用権設定にシフトしてきた。利用権設定の多くはいわゆるヤミ小作が利用増進事業に乗せられてきたもので、期間の長期化等によって貸借関係の安定化に一定の役割を果たしているが、いわゆるヤミ小作からの移行が一段落すれば、新規の貸借の堀りおこしが増加しない限り利用権設定が停滞するのは避けられない。82年をピークとしてその後停滞気味なのはそのことを示している。また、最近利用権設定期間が終了するものが増えているが、そのうち再設定しないものも依然かなりの割合を占めている。

以上のフローとしての農地流動化面積に対して、いわゆるヤミ小作もふくめたストックとしての借入れ面積を見ると、センサスでは80年262,695 ha、85年320,931 ha、農業調査では84年361,465 ha、86年409,292 ha（いずれも農家の借入れ面積）となっていて、調査の種類によって数字がかなり異なり、特にセンサスではかなり過小気味であるが、いずれも近年増加傾向にあることは共通している。

これら農地流動化の地域的な動向は、第2表のように農地流動化面積割合では沖縄が際だって高く、九州、山陰、北海道、北陸の順でそれに続き、日本海側の地域を中心に遠隔農業地域（東北は別）で農地流動化割合が高くなっている。これに対し関東から瀬戸内にかけての、いわば太平洋岸の地域は総じて農地流動化面積割合が低位である⁽¹⁾。農地流動化の内訳では、流動化面積割合が高い地域は山陰は別として概して自作地有償所有権移転による面積割合も高く、特に沖縄、北海道は依然として自作地有償所有権移転が支配的で、東北も後掲第4表のように82年までは利用権設定等によるものの方が多かったが、83～85年には再び自作地有償所有権移転によるものの方が多くなっている。これは農地価格の水準の如何とも関連するが、遠隔の農業地域で地価水準が相対的に低いところでは自作地有償所有権移転が農地移動の中でお重要な位置を占めているのである。後述のように農業不況的状況で遠隔農業地域での農地価格が

第2表 地域別農地流動化面積割合の推移

(単位：%)

	1971～75年			1976～80			1981～85				1981～85		
	農地流動化面積割合	うち自作 地有償所 有権移転	うち賃借 権・利用 権設定等	農地流動化面積割合	うち自作 地有償所 有権移転	うち賃借 権・利用 権設定等	農地流動化面積割合	うち自作 地有償所 有権移転	うち賃借 権・利用 権設定等		農地流動化面積割合	うち自作 地有償所 有権移転	うち賃借 権・利用 権設定等
全 国	1.22	1.13	0.09	1.17	0.79	0.38	1.56	0.71	0.85	青 森	1.88	1.04	0.84
北海道	2.90	2.77	0.13	1.93	1.59	0.34	1.80	1.14	0.66	新 潟	1.82	0.70	1.14
都府県	0.82	0.74	0.08	0.97	0.58	0.39	1.49	0.58	0.91	石 川	2.12	0.68	1.44
東 北	0.90	0.80	0.10	1.01	0.69	0.32	1.47	0.74	0.72	鳥 取	2.00	0.50	1.52
北 陸	0.86	0.79	0.07	1.06	0.60	0.46	1.77	0.61	1.15	山 口	1.94	0.36	1.58
関 東	0.64	0.58	0.06	0.62	0.39	0.23	1.01	0.38	0.64	福 岡	1.80	0.66	1.14
東 山	0.62	0.55	0.07	0.78	0.43	0.35	1.30	0.44	0.86	佐 賀	1.96	0.58	1.38
東 海	0.72	0.67	0.05	0.73	0.42	0.31	1.22	0.42	0.80	長 崎	1.80	0.50	1.32
近 畿	0.73	0.65	0.08	0.70	0.43	0.27	1.38	0.48	0.90	熊 本	1.86	0.70	1.16
中 国	0.63	0.56	0.07	0.95	0.42	0.53	1.57	0.41	1.15	大 分	2.30	0.86	1.44
四 国	0.84	0.77	0.07	1.07	0.56	0.51	1.48	0.51	0.97	鹿 児 島	2.20	0.90	1.34
九 州	1.12	1.04	0.08	1.40	0.82	0.58	1.97	0.75	1.22				
沖 縄							3.12	1.79	1.33				

注(1) 資料等は第1表に同じ。

(2) 農地流動化面積割合は1981～85年は1985年の耕地面積(作物統計)に対する割合。同じく1976～80年、1971～75年はそれぞれ1980年、1975年の耕地面積(作物統計)に対する割合(いずれも年率)。

(3) 1981～85年については、農地流動化面積割合1.8%以上の県もとり出した。

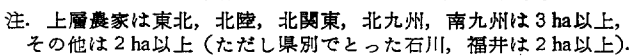
下落傾向にあることもあり、農地移動における自作地有償所有権移転の位置づけ、評価についてもあらためて検討を加えておくことが必要な所以である。

更に農作業受委託の動向もみておくと、これは概して停滞的であるが、センサスで80～85年を見ると、耕起、代かき、田植、防除の請け負わせ面積は減少しているのに対し、育苗と稲刈り・脱穀の請け負わせ面積は増加している。こうした農作業受委託の動向を農地賃借の動向と関連させてみておくと、第1図のように、宮城、秋田、山形を典型とする東北や北関東等（特に平場稲作地帯）の農地賃借が余り進まず、農作業受委託が主として進んでいる地域のタイプ、近畿や山陽等のように農作業受委託よりは農地賃借の方が主に展開している地域のタイプ、および北陸、九州、あるいは東海のように農地賃借と農作業受委託が並進的に展開している地域のタイプとでその展開方向がかなり異なっていることがみてとれよう⁽²⁾。

以上のように農地流動化と農作業受委託はそれぞれにその水準、方向にかなり大きな地域差を含んで展開しており、自作地有償所有権移転、農地賃借、農作業受委託に分けてみると、農地流動化が沖縄、九州、北陸、北海道等の遠隔農業地帯で相対的に進んでいる中で沖縄、北海道は自作地有償所有権移転が主体であり、九州、北陸は自作地有償所有権移転、農地賃借、農作業受委託それぞれが一定の展開をみせ、東北は農作業受委託が主に展開するとともに自作地有償所有権移転も農地賃借に匹敵する動きを示し、関東から瀬戸内までの太平洋ベルト地帯の地域は総じて農地流動化が低位ななかで上層の動きとしては農地賃借が主に展開しているといえよう。

(3) 以上概観したように農地流動化はその内容にかなり大きな地域差をふくみつつ、利用増進事業による政策的奨励もあって、一定の展開を示しているが、最初にふれたような農業構造の改編、構造問題との関連でみると、そのテンポは非常に遅々としたものである。このこととも関連しこうした農地流動化の評価をめぐるのは周知のように多くの意見、論点が提起されている。それらのうちの主なものをいくつか列挙すると（特に構造問題との関連で）、

第1は、価格条件の変化と農地流動化との関連の問題である。例えば、米価



等の引き下げが農地流動化にどのような影響を及ぼすのかという問題、具体的にはそれが上層農家や生産組織の地代負担力、規模拡大意欲にどのような影響をもたらし、他方で下層兼業農家の自家耕作、自家農業維持の志向に対してどう作用するか、そして全体としてそれぞれの地域で農地流動化を促進する作用が主となるのか、あるいは農地の壊廃、農業後退の作用が主となるのかという問題である。米価をはじめとする農産物価格の引き下げ基調が強まるなかでこうした農産物価格と農地流動化との関連は当面の重要な論点となっている。

第2は農外の就業機会、その条件と安定性如何、即ち地域労働市場のあり様と農地流動化との関連の問題である。一般的には職員勤務等の安定兼業農家の方が貸付割合が高く、兼業農家が農外就業に純化できるような兼業条件の安定（それぞれの地域の労働市場の問題）が農地流動化の重要な促進条件の一つと考えられている。農地流動化の地域性には農業構造の地域性とともにも農外労働市場の地域性が関連していることはよく指摘されるところであるが、最近の問題としては円高、産業の空洞化、「産業構造調整」の進行のもとでの雇用調整の影響が地域の労働市場にどのような影響を及ぼし、さらにそれが農地流動化にどのような影響を与えてくるかが、解明すべき重要な論点となろう。

第3は、農地の出し手層の評価にかかわる問題として、以上のような経済的条件の問題とともに、(1)でふれたように家産・イエ維持志向の中での後継世帯員・労働力の確保如何、それと関連する農家の家族構成、世代構成のあり方、その変化（例えば、一世代家族の高齢専業農家の増加）が農地流動化の動向を左右する大きな要因となってきた。こうしたイエ、農家家族のあり方、その変化を農地流動化と関わらせてどう評価するかも重要な問題となってきた。

第4は、農地賃貸借や作業受委託をめぐる需給関係のギャップの問題である。貸し手や委託者が潜在的に多いところは概して借り手、受託者が少なく、借り手、受託者が多いところは逆に貸し手や委託者が少ないことが多い。いわば貸し手と借り手、委託者と受託者の地域的な不突合の問題である。それは、それぞれの地域の農業構造——特に階層構成のあり方——や農外の労働市場の展開

の地域的差異と関連しているが、(2)でふれたように関東から瀬戸内にかけて農地流動化が概して低位なのは兼業深化で貸し手、出し手はいても農業の担い手が弱体化し、借り手の層が薄くなっているためである。遠隔農業地帯、特に東北はそれとは逆の関係となっている。

第5は、農地賃貸借と農作業受委託とを、農地流動化と階層分解をめぐる問題枠組みの中でどう位置づけ、両者の異同とそれぞれの関係をどうとらえるのかという問題である。例えば、全作業委託は農地賃貸借とかなり重なっているとする見方、農作業受委託はいずれ農地賃貸借に移行するとする見方があるが、果たしてどうなのか、あるいはどの程度そうなのかといった問題である。これはそれぞれの地域における農地賃貸借と農作業受委託の展開の仕方、そこでの農作業受委託の意味あいによっても異なってくる。

第6は、地域農業の維持と農地流動化との関連の問題である。近年、中四国中山間・高齢化地域では地域農業の担い手が弱体化し、耕地の壊廃が進行しているが、かかる状況の中で地域農業の維持との関連で農地流動化を捉えることが必要になってきているからである（地域農業維持のための農地流動化）。それはまた基盤整備のあり方とも関連する問題である。その外、地域農業との関連では地域農業の組織化が農地流動化にどう作用するか（促進するか、抑制するか）という問題も提起されている。

最後に、第1の問題とも関連するが、近年の自由化圧力の強まり、農産物価格の低落等のもとで、特に遠隔主要農業地帯では農業不況の様相が強まり、農地価格の下降傾向が深まってきつつあるが、そのことが自作地有償所有権移転に対してどのような影響を及ぼすか。近年の新たな動向の中で提起されてきている問題、農地流動化における自作地有償所有権移転の位置づけともかかわる問題である。

(4) 農地流動化の展開とそれをめぐる以上のような論点を念頭におきつつも、本稿では東北地方の動向を中心にしつつ、さしあたり第5の論点、農地賃貸借と農作業受委託との関連の問題および最後にあげた地価低落と自作地有償所有権移転の動向の問題を主に取り上げて検討することにした。

農地流動化をめぐる当面する中心論点からすれば、やや周辺的な問題の感がなくもないが、東北地方は日本のもっとも主要な農業地帯であり、そこでの農地流動化の問題を考えるには、農地賃貸借と農作業受委託との関連、農作業受委託との関連で農地賃貸借の展開、その低位性の問題を考えることが重要であろう。(2)でみたように東北は農作業受委託が主に展開してきたところであるが、そこでの農作業受委託の位置づけ、評価、農地賃貸借との異同、自作農経営の分解、経営規模の拡大によってそれが持つ意味の実態的な分析、検討である。また、ここでは農地の貸借も自作農的構造がなお強固なもとで定額小作料の賃貸借関係に純化しきらない貸借も並存しており、その実態を分析し、賃貸借の展開におけるその位置づけを考えてみたい。もう一つ、地価低落と自作地有償所有権移転の動向の問題を取り上げるのは、東北地方等遠隔農業地域では自作地有償所有権移転が依然農地流動化の重要な形態となっているとともに、農業不況の様相が強まるなかで顕著となりつつある地価下落の動きがこの地域の農業と農地流動化にどのような影響を及ぼすかを検討しておくことも重要と考えられるからである。

こうした問題を取り上げ、東北地方の動向を中心とする農地流動化の構造を分析、検討することを通じて当面する農地流動化の問題の一側面を解明することが本稿の課題である。なお、本稿で事例分析として取り上げる米山町は、宮城県北部の典型的な純農村のひとつで、作業受委託が広範に展開するとともに一般的な賃貸借に純化しきらない貸借も並存しており、更に地価下落の動きも顕著となっており、さきの問題を検討するのに適当な素材を提供してくれる地域である。

(5) 農地賃貸借と農作業受委託との異同、連関等の問題について予め論及しておけば、(1)でもふれたように農作業受委託は機械利用と労働力調整の一形態という性格を持つ。自作農の家族労働力の過不足と機械保有の如何による農作業の農家相互での調整である。と同時に機械化一貫体系がほぼ確立された最近の機械化は零細な個別経営の枠を超えるもので、下層はそうした機械をあまり保有せず、かつ労働力も劣弱化してきているなかで、下層の農作業委託、

上層の農作業受託という関係が固定化し、かつ下層の農作業委託が次第に不可逆的性格を強めてきている。

一般論・制度論としていえば、農地の賃貸借では、使用収益権の設定がなされ、経営を主宰し、危険を負担するのは借り手であるが、農作業受委託では使用収益権の設定はなく、経営を主宰し危険を負担するのは委託者で、耕地・経営の集積の如何という点では両者に基本的な相違が存在する。しかし農作業受委託も、受託者側にとっては作業規模の拡大（農機具の償却費の負担の軽減、コスト節減と就業の場の拡大）であり、委託者側にとっては、かつての自作農経営のもとでは自ら遂行していた作業の外部化で、しかも下層の場合それが一貫的な農作業の委託という形で不可逆的性格を強めてきている。とするならば、農作業受委託も一面では上層の受託、下層の委託という形での自作農経営の分解の一形態としてとらえられる面が強くなってきている。この面において農作業受委託も農地賃貸借と一定の共通性をもつものといえよう。と同時に作業委託はそれによって自家農業を維持し農家としての存続を可能とさせ、下層の離脱、分解を抑止する面ももつ。経営の委託と作業の委託との差である。

かかる差異と共通面とをもちながら、農地賃貸借と作業受委託は前述のようにそれぞれの地域毎の条件に応じて農地賃貸借が主として展開している地域、賃貸借はあまり進まず作業受委託の方が主に展開している地域、あるいは両者が併進的に展開している地域等に分化しつつ展開している。ではそのような農地賃貸借と作業受委託の展開はそれぞれの地域における階層分解の進展の中でどのように位置づけられるのか。作業受委託が主として展開している地域や並進しているような地域では作業委託はやがて貸付けに移行してしまうのかどうか、そしていずれの地域も賃貸借の展開が支配的になるのかどうか、あるいはどのような条件のもとでそのようなになっていくのか、逆にまた作業受委託の展開は農地賃貸借に対してどのような影響を及ぼしているのか。それを前述した地域の事例を取り上げ、そこでの農地賃貸借や作業受委託の実態とそれらを成立させている条件の吟味を通じて検討することが以下での課題の一つである。

農作業の委託から農地の貸付けへの移行に関していえば、統計的な観察では

農作業の委託農家の離農→土地持ち非農家への移行、耕地の貸付けというのが主要な流れであり、地域的には農地賃貸借と農作業受委託が並進、ないしは農地賃貸借が主の地域では農作業の委託から農地の貸付けへの移行がある程度みられるが、農作業受委託が専ら展開している地域ではそうした移行はあまりみられない⁽³⁾。後に取り上げる宮城県の事例は後者に属し、農作業受委託がそのまま農作業受委託として留まる傾向の強い地域であることを予め断わっておかなければならない。

注(1) 以上のような農地流動化の地域的動向の特徴は、センサスでみた農地賃貸借の地域の特徴ともほぼ対応している。詳しくは拙稿「農地賃貸借と農作業受委託の動向」(『農業総合研究』第41巻第4号、1987年10月)参照。

(2), (3) 以上の点詳しくは前掲拙稿参照。

2. 1980年代における東北地方の農地移動、特に自作地有償所有権移転の動向 ——負債整理目的の農地売却多発と農地価格下落——

前章でも概観したように全国的な農地流動化の構造は、1970年代前半を転換期として自作地有償所有権移転を主体とする農地移動から、農地賃貸借を主体とする農地移動へと変化してきている(前掲第1表参照)。その背景に農地転用の多発と代替地取得を通じての農外の高地価の農村部への波及による農業収益水準を大きく上回っての農地価格の上昇があることは既にしばしば指摘されている通りで、そうした農業収益水準を大きく超えての地価高騰による自作地有償所有権移転の減少、そしてそれに代わっての農地賃貸借を通じての農地移動の漸次的増大である。

しかし、こうした農地流動化の構造の変化は、地域によってかなり差があり、どの地域でも農地賃貸借による移動が自作地有償所有権移転による移動にとって代わっているわけではない。日本の南北両端にあり、地価も相対的に低位な沖縄や北海道等は、面積が減少傾向にあるとはいえ、なお、自作地有償所有権移転が主流であり、その他、府県でも自作地有償所有権移転がかなり高いウエ

ートを占めているところが少なくない。前掲第2表でみると、東北では81～85年でも依然として自作地有償所有権移転が農地賃貸借を上回っており（それは農地賃貸借が依然低位なことにもよる）、更に九州では76～80年、81～85年のいずれも自作地有償所有権移転面積割合が東北のそれよりも高い割合となっている⁽¹⁾。東北ではまた、81～85年の自作地有償所有権移転は76～80年のそれよりも高い割合となっており、70年代後半よりもむしろ80年代の方が自作地有償所有権移転が活発になっているのである。

そこでこの点に注目して県毎にこれをもう少し詳しくみたのが第3表である。東北の大部分の県では70年代後半から80年代にかけて農地賃貸借の増加が顕著であると同時に、自作地有償所有権移転も依然増加を示す年次も少なくなく、その結果、自作地有償所有権移転が農地賃貸借を上回っている県が多いのである。その中でも青森は自作地有償所有権移転が極めて多く、北海道に匹敵するような高い割合となっているのが注目される（なお、86年にはほとんどの地域で自作地有償所有権移転が減少しているが、その点については後ほど別に検討する）。

ではこの増加は何によっているか、あるいはどのような背景でこのような自作地有償所有権移転が展開しているか。農水省農政課『農地の移動と転用』によって譲渡の事由別に自作地有償所有権移転の割合を見たのが次の第4表である。自作地有償所有権移転の譲渡理由にも各地域の農業の特徴が反映し、例えば、北海道では農業廃止と農業経営上の負債整理（つまり、離農と土地や農機具等の購入のための借入れに原因する負債の整理のための農地売却）、東北や北陸以外の府県では経営縮小、労力不足等の理由や相手方の要望というのが農地売却の主な譲渡理由となっているが、東北の場合の最も大きな特徴は生活資金や農業経営上の負債整理、特に前者の生活資金等の負債整理のための農地売却が極めて大きな割合を占めていることである。これは東北の各県に共通しているが、青森、宮城、秋田が特に高く、青森の場合にはこうした資金の必要、負債整理を理由とするものが全体の半ば以上を占めている。

同じ第4表の下段に東北と宮城とを取り出して、同じ有償移転の事由別割合

第3表 東北地方の農地流動化面積の推移

(単位: ha)

	1976年	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
東北 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	7,751 1,841	7,082 1,988	6,737 2,039	6,203 3,630	6,701 6,905	6,798 7,409	6,975 7,830	7,801 7,204	7,606 7,006	7,646 6,743	6,678 7,616
青森 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	2,039 602	1,844 529	1,804 486	1,629 683	1,760 1,294	1,698 1,420	1,813 1,479	1,639 1,330	1,754 1,359	1,689 1,390	1,521 1,359
岩手 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	1,399 266	941 287	1,095 328	930 659	919 1,261	824 1,593	789 1,330	1,618 1,230	961 1,092	1,242 948	868 1,294
宮城 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	909 278	724 246	670 147	719 168	836 321	825 441	1,040 700	941 630	1,156 675	1,134 696	872 614
秋田 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	1,411 234	1,280 198	1,222 437	1,159 545	1,286 865	1,274 831	1,266 947	1,466 904	1,398 892	1,402 997	1,324 1,261
山形 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	1,129 297	1,157 405	921 389	959 871	1,043 1,306	1,155 1,216	1,146 1,357	1,206 1,163	1,293 1,153	1,126 1,197	1,130 1,452
福島 自作地有償所有権移転 賃借権・利用権設定等	866 165	1,137 322	1,024 399	806 703	858 1,586	1,022 1,908	921 2,017	931 1,948	1,045 1,836	1,052 1,515	962 1,638

注. 資料等は第1表に同じ.

第4表 自作地有償所有権移転面積の事由別割合（交換は除く）

（単位：％）

		譲渡人 法人	譲 渡 人 個 人								合 計 (面積) ha	
			農業 廃止	兼業に よる縮小	労力 不足	相手方 要 望	資金を必要とする			その他		
							農業経 営上の 負債整 理	生活難 等の負 債整理	その他 の資金 の必要			
1985年	北海道	17.2	34.8	5.3	9.0	5.4	12.2	1.1	1.2	13.8	100	
	都府県	18.0	6.9	6.5	12.7	18.1	7.7	14.5	5.3	10.3	100	
	東北	25.0	3.7	3.1	8.1	11.3	14.0	21.3	5.2	8.3	100	
	関東	9.8	4.6	12.4	18.2	20.0	2.9	12.4	7.5	12.2	100	
	北陸	18.1	6.9	6.1	9.7	19.5	2.1	12.5	6.3	9.8	100	
	北海道	17.2	6.0	12.6	16.8	19.5	2.1	8.2	3.7	13.9	100	
	東北	6.3	6.5	11.8	18.0	22.9	2.2	12.9	8.9	10.5	100	
	近畿	1.9	5.9	9.4	20.3	26.2	3.6	8.0	7.4	17.3	100	
	中国	17.2	10.1	4.2	17.8	25.5	4.3	7.9	2.3	10.7	100	
	四国	11.3	9.0	5.2	19.1	31.0	2.3	8.0	2.5	11.6	100	
九州 沖縄	16.7	9.9	7.2	13.0	19.5	9.0	10.2	4.7	9.8	100		
	37.5	20.2	2.7	4.8	15.3	0.5	3.6	1.3	14.1	100		
	青森	12.2	4.5	1.8	14.3	10.0	19.7	26.4	5.6	5.5	100	
	岩手	38.7	2.8	1.1	4.1	8.3	16.0	17.6	3.2	8.2	100	
	宮城	28.7	2.6	2.5	4.0	9.9	12.6	23.3	6.3	10.1	100	
	秋田	31.2	3.6	3.8	5.6	7.3	11.9	22.8	6.8	7.0	100	
	山形	20.5	4.8	6.5	9.3	12.5	10.1	19.3	5.5	11.5	100	
	福島	22.3	3.4	3.9	8.8	22.9	10.2	15.5	3.5	9.5	100	
	東 北	1978年	18.4	7.4	4.1	11.9	16.0	28.1			14.1	5,865
		79	19.1	7.6	3.8	13.7	15.8	30.0			10.0	5,329
80		16.5	7.3	3.5	12.4	15.6	31.3			13.3	5,835	
81		22.7	5.7	2.9	11.1	13.6	33.0			11.0	5,964	
82		21.8	4.9	2.8	9.7	13.8	35.3			11.7	6,210	
83		29.1	4.9	2.8	8.3	11.3	33.1			10.5	7,093	
84		20.7	4.6	3.9	7.4	13.0	41.0			9.4	6,873	
宮 城	1978年	11.9	5.1	2.1	9.1	24.2	36.2			11.4	501	
	79	21.0	5.3	2.0	8.2	20.7	32.4			10.4	545	
	80	10.2	8.9	2.4	7.6	16.6	30.1			24.3	677	
	81	18.3	3.5	1.7	8.8	18.9	37.7			11.0	648	
	82	23.3	2.8	2.0	6.3	15.1	39.6			10.9	857	
	83	19.8	5.4	2.3	5.4	12.8	44.5			9.6	803	
	84	26.2	2.2	2.6	6.8	10.9	41.9			9.2	1,001	

資料：農水省農政課『農地の移動と転用』。

の78年からの推移を示したが、これによると先にみた負債整理のための農地売却は80年前後から増加しており、それと並行して全体の譲渡面積も増加していることが分かる。つまり、80年前後からの負債整理のための農地売却の多発が東北地方の自作地有償所有権移転の増加をもたらしているとみられるので

ある。このような負債整理のための農地売却の多発は、80年代に入ってから連続冷害、米価停滞、転作等での農業収益の悪化傾向を一般的背景としつつ、農家経済の悪化によって負債を累積させる農家が増加したためである。

次の第5表は次節で取り上げる宮城県米山町のO集落でのここ十数年の農地売買事例を示したものであるが、ここからも近年の農地売却が負債整理を目的とするものがほとんどであることは分かる。また、同じ米山町の農業委員会の資料から集計、整理した結果によれば、1983年4月～86年7月までの同町の農業委員会の農地移動適正化幹旋事業の幹旋にかけられた自作地有償所有権移転の申し出件数の実に92%は負債整理をその理由として掲げている。負債累増の具体的理由は個々の農家毎にとれば様々であるが、前述した一般的背景のもとで、その累積した負債の整理のための農地売却の多発が82,83年頃からの東北地方での自作地有償所有権移転の新しい動向となっていることを注視しておく必要があろう。

では、自作地有償所有権移転に現れたこうした新しい動きは、農地価格にはどのように現れているであろうか。次にこの点の検討のために近年の農地価格の動向についてみてみることにしよう。耕作目的の農地価格は第6表のように全体的には1981,82年頃までは激しい上昇を示してきたが、83年頃からは次第に鎮静化傾向を深めてきている。かかる全体的動向の中で、市街化区域や市街化調整区域の農用地区域外では、もともと極めて高い地価水準にある上に、対前年上昇率も依然として相対的に高いのに対し、都市計画法の非線引地域では地価の鎮静化傾向はより顕著・鮮明で、北海道では83年から一貫して下降傾向にあり、東北、九州も遂に87年から下降に転じるに至った。

この農地価格の下降の動きの拡大を旧市町村単位でみたのが第7表である（都市計画法による線引きをしていない旧市町村の農用地区域内の中田価格の下降した旧市町村の割合）。北海道では83年から、東北でも青森や山形は同じく83年から下降した市町村の割合が10%をこえはじめているが、87年にはそれが他地域にも拡大し、大幅に増加している。北海道では38%、東北では23%、九州でも15%の旧市町村で地価が下降に転じているのである。82,83年

第5表 O集落での農家の農地売買（宮城県米山町）

農家 番号	年 次	売買	地目	面積 (a)	価 格 (10a 当たり)	相手方集落	資 金 調 達	備 考（相手方売却の事情等）
⑧	十数年前	買	桑園	7	45万円	O 集 落	自己資金	
⑧	〃	〃	〃	10	45	M 〃	〃	
⑪	1977年	〃	田	10	100	M 〃	農地取得資金	住宅資金返済のため
⑪	77	〃	〃	40	204	O 〃	〃	手がなくなったので負債整理
⑪	77	〃	〃	50	23	涌 谷 町	親戚より借金	裁判所より差押え、競売（条件の悪い土地）
⑫	77	売	〃	30	210	O 集 落		生活費充当
⑬	78	〃	畑	2.3		県土木事務所		道路用地（代金は土地改良区がプールしている）
⑬	79	〃	宅地	5	400	O 集 落		母屋住宅資金返済、相手方道路用地買収で畜舎がなくなるのでその代替地として売却
⑭	83	〃	田	50	1,250	O 〃		暴力団
①	83	買	〃	30	250	M 〃	農地取得資金	農協の負債整理（生産組合で買入れ）
①	84	〃	〃	40	260...20a 250...20a	O 〃		〃
⑤	84	〃	〃	30	250	M 〃		負債整理（農協・農委が仲介）
⑧	84	〃	〃	20	230	O 集 落	農地取得資金	負債整理
⑫	84	〃	〃	30	240	O 〃		〃
⑬	85	売	〃	3		県土木事務所		道路用地
⑭	85	買	〃	30	230	県農業公社	公社から80%	1984年より公社から借りていた農地を86年そのまま買入れ
⑳	85	〃	〃	40	200	〃	公社から借入れ	農協の理事にさそわれて

注. 農家調査（1985年11月実施）より。M集落はO集落の隣接集落。

第6表 線引き区域別・地域別農地価格の推移（中田）

（単位：千円，％）

			1980年	81	82	83	84	85	86	87
都計法による線引きが完了した市町村	市 街 化 区 域		20,154 (15.3)	23,750 (17.8)	25,311 (6.6)	25,909 (2.4)	27,388 (5.7)	28,956 (5.7)	30,125 (4.0)	31,660 (5.1)
	市 街 化 調整区域	農用地区域外	6,677 (12.6)	7,559 (13.2)	8,466 (12.0)	8,852 (4.6)	9,308 (5.2)	9,632 (3.5)	10,059 (4.4)	10,625 (5.6)
		農用地区域内	4,759 (14.6)	5,254 (10.4)	5,771 (9.8)	6,191 (7.3)	6,478 (4.6)	6,703 (3.5)	6,925 (3.3)	7,125 (2.9)
都計法の線引きをしていない市町村	北 海 道		485 (10.0)	520 (7.2)	527 (1.3)	524 (Δ0.6)	520 (Δ0.8)	512 (Δ1.5)	502 (Δ2.0)	479 (4.6)
	東 北		1,195 (10.4)	1,285 (7.5)	1,322 (2.9)	1,343 (1.6)	1,342 (Δ0.1)	1,360 (1.3)	1,362 (0.1)	1,330 (Δ2.3)
	関 東		1,486 (4.9)	1,681 (13.1)	1,814 (7.9)	1,818 (0.2)	1,852 (1.9)	1,917 (3.5)	1,934 (0.9)	1,961 (1.4)
	東 海		1,530 (4.5)	1,602 (4.7)	1,722 (7.5)	1,779 (3.3)	1,872 (5.2)	1,958 (4.6)	2,044 (4.4)	2,123 (3.9)
	北 陸		1,304 (8.4)	1,404 (7.7)	1,504 (7.1)	1,597 (6.2)	1,656 (3.7)	1,739 (5.0)	1,786 (2.6)	1,799 (0.8)
	近 畿		1,679 (1.5)	1,792 (6.7)	1,999 (11.6)	2,127 (6.4)	2,272 (6.8)	2,340 (3.0)	2,342 (0.1)	2,372 (1.3)
	中 国		808 (11.6)	826 (2.2)	881 (6.7)	905 (2.7)	912 (0.8)	942 (3.3)	958 (1.7)	964 (0.6)
	四 国		2,020 (21.2)	2,045 (1.2)	2,229 (9.0)	2,332 (4.6)	2,371 (1.7)	2,437 (2.8)	2,478 (1.7)	2,529 (2.1)
	九 州		1,221 (10.5)	1,341 (9.0)	1,428 (6.5)	1,554 (8.8)	1,590 (2.3)	1,636 (2.9)	1,654 (1.1)	1,626 (Δ1.7)
	沖 縄		641 (5.6)	731 (14.0)	809 (10.7)	803 (Δ0.7)	838 (4.4)	891 (6.3)	912 (2.4)	918 (0.7)

資料：全国農業会議所『田畑売買価格等に関する調査結果』

注(1) なお、この地域区分では山梨は関東に、長野は北陸に入っている。

(2) () 内の数字は対前年上昇率。

第7表 中田地価の下降した市町村の割合
 (都計法の線引きをしていない市町村の農用地区域内一旧市町村)

(単位: %)

	1980年	81	82	83	84	85	86	87
北海道	0.9	3.4	5.8	16.0	20.3	17.6	28.6	38.4
東北	1.1	2.7	4.0	6.8	7.3	7.2	9.5	22.9
青森	4.9	6.7	9.0	18.2	18.2	5.5	9.9	27.9
岩手	0.4	1.3	1.4	3.8	3.3	1.4	6.6	8.5
宮城	-	-	1.3	4.5	3.8	8.3	8.9	31.2
秋田	1.3	1.7	6.2	7.5	5.6	7.9	5.1	24.2
山形	1.3	7.3	9.2	12.1	19.9	16.9	27.9	43.0
福島	0.3	1.0	-	1.6	0.8	4.8	3.2	12.4
関東	0.9	2.6	2.1	2.9	1.9	1.7	3.7	2.7
東海	0.9	2.0	2.2	1.1	1.4	2.4	2.8	1.8
北陸	0.8	1.6	1.5	2.7	2.4	1.6	2.1	4.3
近畿	0.2	1.6	3.0	1.1	2.8	5.8	5.1	1.3
中国	0.6	1.5	3.3	1.7	5.3	3.0	2.5	5.1
四国	0.3	1.2	2.6	3.0	3.2	0.6	2.1	5.1
九州	0.9	2.0	2.9	1.7	4.3	3.5	6.8	15.2
沖縄	-	1.8	-	-	11.8	-	-	-
全国	0.8	2.0	2.8	3.1	4.3	3.7	5.2	9.4

資料: 第6表に同じ。

頃から北海道を始め一部の市町村で現れ初めた農地価格の下降の動きが次第に拡大し、87年には遠隔農業地帯に広く及びつつあることが確認されよう。かかる動向は都市部およびその周辺部での高騰ないし漸騰と対比すればまさに対照的である(地価二極化現象⁽²⁾)。

なお、参考までにこの全国農業会議所の地価調査での農地価格の下降・横ばいの理由に関する調査結果も示しておけば、第8表の通りである。下降理由としては、都市計画法による線引きをしていない市町村の中田地価の場合、「農産物価格が低い(不安定)」,「生産調整」をあげるものが最も多く(あわせて44%), 87年からの米価下落と転作拡大での農業収益の悪化が主な要因であることを示している。同じく中畑価格の場合では「農地の買い手がいらない」,「生産意欲減退」,「農産物価格が低い(不安定)」,「労力不足, 過疎化, 農業後継

第8表 農用地区域内の農地価格の下降・横ばいの理由別調査地区数割合(1987年)

(単位: %)

		中 田		中 畑	
		都計法の 線引きを していない市町村	市 街 化 調整区域	都計法の 線引きを していない市町村	市 街 化 調整区域
下 降	農産物価格が低い(不安定)	20.9	16.9	15.1	14.2
	生 産 調 整	22.9	11.8	7.2	6.6
	労力不足, 過疎化, 農業後継者がいない	7.5	7.4	15.4	15.5
	生産意欲減退	12.7	12.5	17.3	11.3
	地価が農業収益で買える限界に達した	8.4	12.5	8.1	13.7
	開発や代替地取得がおさまった	2.9	3.9	1.2	2.9
	農地の買い手が少ない	14.6	28.2	25.3	30.4
	負 債 整 理	7.7	4.5	5.2	2.9
	そ の 他	2.4	2.3	5.2	2.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0
横 ば い	農産物価格が低い(不安定)	20.4	11.4	15.4	9.6
	生 産 調 整	9.1	4.1	2.7	1.6
	労力不足, 過疎化, 農業後継者がいない	19.2	11.5	22.1	12.5
	生産意欲減退	11.4	11.7	13.7	10.9
	地価が農業収益で買える限界に達した	13.4	20.2	13.1	20.2
	開発や代替地取得がおさまった	2.3	9.0	2.0	8.2
	農地の買い手が少ない	20.2	29.2	26.4	33.3
	負 債 整 理	1.2	0.5	1.0	0.8
	そ の 他	2.8	2.4	3.6	2.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: 第6表に同じ。

注. ここでいう「下降」「横ばい」は±3%以内の変動として、調査に当たった農業委員会に農地価格の動向をきいたもの。

者がいない」等の理由をあげるのが多く、土地利用型の畑作農業では収益性が低く、担い手が弱体化し、買い手がつかなくなっていることが下降の要因となっていることを示している。農業地帯での農業不況的様相の深まりを反映した地価下落であるとみることが出来よう。

このように農産物貿易自由化攻勢、農産物価格下落、転作強化等を背景とする農業不況的様相の深まりの中で、都市部とその周辺部での高地価・地価上昇

とは裏腹にそれらの影響の及ばない（ないしは弱い）地域の農用地価格は下降基調に転ずるに至ったといえよう。

全国農業会議所の地価調査結果に基づく最近の統計上の地価動向は以上の通りであるが、このことに関連して次の点を補足的に指摘しておきたい。第1は、実際の農地価格の下落傾向は以上の統計的動向よりももっと顕著であると思われることである。地価の上昇局面においては一般に会議所の地価は実際の売買地価よりも低めに現われていると考えられるが、そのため地価の下降局面においては実際の売買地価が多少下降した程度ではその下落が会議所の地価には現れにくくなっていると思われるからである。それ故にさきにみたように会議所の地価においても下降傾向が広範化しているということは、それだけ実際の売買地価の低落が顕著なものとなっていることを示すものといえよう⁽³⁾。

しかしながら第2に、このように地価が下落している地域でも、それが農業収益地価水準にまで下落している地域はまだ余り多くない。農業収益が低下していることもあり、依然として両者に開きがある地域がなお多いのである。現在下落傾向がどこまで続くか、農業収益地価水準、少なくとも上層のそれまで下落するかどうかの一つの問題であろう。

ところでかかる地価下落は何を示唆するか、この点についても簡単にふれておこう。農地価格の下落は1980年代に入って農業不況に見舞われている先進資本主義国に共通の現象である。地価二極化現象は都市市街地価格の上昇、高地価の影響の強いところとそうでないところとの分化であるが、前者の影響の弱い地域の農地価格の下落は、農産物過剰のもとでの農産物価格の下落（農業保護、農産物価格支持水準の引き下げ）、農業収益の悪化によって、かつての都市・非農業サイドからのインパクトと農産物価格支持政策とに支えられた地価上昇メカニズムがくずれつつあることを示すものといえよう。かかる地域についていえば「地価神話」は崩れつつあるのである。

かつて市街地価格の農地への波及の広範化、全国的な地価上昇のもとで農地価格の土地価格化がいわれたことがあったが、前述した地価の下落傾向は農地価格の動向をどの地域も等し並みに論ずることの誤り、農業収益、それによる

土地需要に結局は規定されざるを得ない地域がなお農業地域には少なくないことを示している。農地流動化の分析の視野に自作地有償所有権移転もいれておくことが重要な所以であり、また地価上昇を前提として考えられてきたこれまでの施策（例えば、土地担保金融）の再検討が必要となっている所以でもある。

なお、先にもふれたように地価の下落傾向の広まりにもかかわらず86年には自作地有償所有権移転面積がどの地域でも減少傾向を示している。このことはどう理解されるのか。いくつかの地域での聞き取りからは、売却希望者は多いのに対し、農業収益の悪化、先行きの不安定性等から購入希望者が少なくなっていること、地価が今後更に下落することを見込んでの買い控え等から売買が成立しにくくなっていること等があげられている。地価低下自体は買い手にとっては農地移動の促進要因であるが、その背景にある農業収益の悪化、農業の先行き不安等からの購入意欲の減退、買い控えが自作地有償所有権移転を縮小させているのである（東北では農業収益の低下もあるから地価はまだ農業収益地価水準までは下落していないところが多い）。そしてかかる状況は限界地的な条件の地域ほど深刻で、買い手がつかないまま荒廃化していく危険をはらんでいる地域も少なくない。

注(1) 別に1981～85年の農地流動化面積割合をみると、自作地有償所有権移転によるものの方が上回っているのは東北の青森、宮城、秋田、九州の宮崎等であり（近畿では大阪、奈良も）、ほぼ拮抗しているのが山形、岩手等である。この外、九州の大分、鹿児島では貸借によるものが多いが自作地有償所有権移転による流動化面積割合も0.8%（年率）を上回っている。

(2) ここでの地価二極化現象は、市街地価格での大都市市街地価格と地方中小都市市街地価格との二極化と、農地価格での都市近郊、周辺部での農地価格と遠隔農業地帯での農地価格との二極化という、二重の意味での二極化であり、両者が重合した二極化である。なお、地価二極化については島本富夫「地価二極化の現状と農地」（全国農業会議所『農政調査時報』1987年7月号）参照。

(3) 例えば、米山町のO集落の農家の売買事例でみると（前掲第5表）、1983、84年頃は10a当たり250～260万円であったのに対し、84、85年には200～240万円とかなりハッキリした下落傾向を示している。更にまた宮城県農業公社の資料によると、同公社の10a当たり水田買い入れ価格は米山町では81年より（80年の約232万円から84年の約205万円へ）、米山町を含む迫管内では82年より、宮城県全体

でも84年よりハッキリした下落傾向を示している。

ところが全国農業会議所の『市町村別水田売買価格一覧表』によれば、米山町の10a当たりの耕作目的中田価格は70年代前半から70年代後半にかけて上昇し(70年45万円→80年150万円)、80年以降はずっと150万円の水準で推移している。会議所調査の地価水準が実際の売買価格の水準より低く、ピーク時で80~100万円の差があること、それ故にまた実際の売買価格がかなり下がってもまだ会議所地価とかなり大きな差があり、そのため会議所地価の下落となって現れてはいないのである。

3. 農地貸借と農作業受委託——宮城県登米郡米山町の実態から——

(1) 異なる形態の農地貸借の並存——作り分けと利用権設定——

1) 本章では宮城県米山町の事例を取り上げながら農地貸借と農作業受委託との異同、連関等について検討するが、最初に米山町の農業の概要について簡単に紹介しておこう⁽¹⁾。米山町は北上川下流域、宮城県の県北に位置し、北上川の支流である迫川が町内を貫流し、かつては水害常習地帯、湿地地帯であったが、北上川、迫川の改修工事、1960年代後半から一連の基盤整備事業が実施され、安定した水田地帯として発展してきている。耕地のうち95%が水田で、登米耕土の地帯に属し、大崎耕土と並び宮城ササニシキの中心産地である。

仙台まで約50km、石巻まで約30km、JR東北本線から東にかなりはずれ、車では仙台、石巻までは1~1.5時間かかり、地域の中での農外就業機会は狭く、兼業機会には余り恵まれていない。従って、総世帯のうち農家が76%を占め(1985年)、第一次産業の就業人口割合も53%と極めて高く、専業、第I種兼業農家がお過半を占める平坦、純農村である。経営耕地規模別農家数の推移を第9表に示したが、中上層の農家の割合が高く、0.5ha未満の下層の割合は低い。そのこともあいまって従来この地域は個別性の強い自己完結型の経営が支配的であったが、基盤整備や水田利用再編対策等を契機として生産組織等も形成されるようになってきている。また、中心的な稲作地帯ではあるが、養豚、肉牛を始めとして畜産が広範に普及、存続しており、中上層を中心に稲+

第9表 米山町の経営耕地規模別農家数の動向

	0.5ha未満	0.5～1	1～2	2～3	3ha以上	計
1970年	372 (17.9)	349 (16.8)	580 (28.0)	578 (27.9)	159 (9.4)	2,074 (100)
85	406 (20.4)	370 (18.6)	511 (25.7)	485 (24.3)	222 (11.1)	1,994 (100)

資料：農業センサス。

注：（ ）内は百分比。

第10表 米山町における農地移動の概要

(単位：ha)

	自作地有償所有権移転		賃借権設定	利用権設定
	農地法	農用地利用増進法	(農地法)	(農用地利用増進法)
1977年	16.5(104)		6.8(5)	8.3(20)
78	19.5(119)		1.6(3)	1.0(3)
79	16.4(94)		0.8(4)	10.0(20)
80	13.4(106)		0.7(9)	2.7(13)
81	28.7(163)	2.8(7)	0.5(3)	14.3(24)
82	10.9(74)	18.5(67)	—	3.0(5)
83	5.8(48)	44.2(148)	1.7(6)	4.9(8)
84	5.6(48)	25.8(109)	6.0(9)	7.3(15)
85	6.5(42)	21.2(78)	0.6(3)	10.5(15)
86	5.7(55)	24.2(67)	1.1(3)	4.6(10)

資料：米山町農業委員会資料より。

注(1) ()内は件数。

(2) 1985年末現在の利用権設定面積は55.5ha(対総耕地面積比1.7%)。

畜産の複合経営が多く分布している。

2) 米山町の農地移動は第10表の通りであるが、近年の法定上の農地移動としては自作地有償所有権移転が多数を占めて主流をなし、かつ81年以降は80年以前の約2倍と大幅に増加している。前章で見たような負債整理目的の農地売却が多発しているためであるが、この地域の場合には特に1978年の宮城沖地震にともなう住宅の新築、補修のための負債の問題が農地売却の多発の大きな要因となっている⁽²⁾。

これに対し農地賃貸借の方は、農地法にもとづく賃借権の設定も利用増進法にもとづく利用権設定も多くなく、1985年末現在の利用権の設定面積は55.5 haで総耕地面積に対する割合は僅か1.7%にすぎない。このことは、農地賃貸借が法定上の賃貸借として現れにくいということもさることながら、農地賃貸借そのものが余り多くないことの反映である。センサスでの農地賃貸借を見ると、第11表のように、借入れ面積は停滞的で、借入れ面積割合は85年で僅か1.2%である。もっとも、貸付け地は103 haで借入れ地より多く(約2.6倍)、貸付面積割合は3.2%となっているので貸付面積の方が実際の農地賃貸に近いのかもしれない。

3) 統計上の農地賃貸借はこのように極めて少ないが、実態調査等でみると、実際にはこの地域でも様々の形態の農地賃貸借があり、それらをふくめて考えると農地賃貸借はもう少し大きな広がりをもって展開しているようである。そこでまず実態調査からこの地域に存在する農地賃貸借の形態とその特徴を検討してみよう。

第12表は米山町O集落の調査農家のうち、耕地の借入れのある農家を取りあげ、経営耕地面積の順に配列してその借入れの内容を示したものである(O集落は総戸数120戸、うち農家94戸、耕地面積166 ha、うち田162 ha、調査はO集落の3農事実行組合中2農事実行組合分をほぼ悉皆調査——1985年11月実施——、なお、調査農家の耕地の構成および作業受委託の概要については稿末の付表を参照⁽³⁾)。これで見ると、この集落の農地賃貸借の形態は多様で、しかもそれに応じて小作料の形態・水準も多様であること、こうした多様な形

第11表 耕地の賃貸の動向(米山町)

	借入農家数	()内借入 農家割合 (%)	貸付農家数	借入面積 ha	貸付面積 ha	借入面積割合 %
1970年	452	(21.8)		58		1.7
75	219	(10.6)		23		0.7
80	58	(2.8)	15	23	8	0.7
85	133	(6.7)	204	39	103	1.2

資料：農業センサス。

第12表 調査農家の農地貸借（O集落）

農家 番号	貸借 種類	発生 年次	地目	面積 (a)	相手方		小作料 (10aあたり)	備考 (相手方の事情等) (土地改良経費, 水利費) の負担等
					集落	兼業等		
①	借 利用権	1984年	田	82	M 集落	職員勤務農家	52,000円	役場勤務, 全面積貸付 耕作者負担 利用権 10 年
②	〃 作り分け	73	〃	270	K 集落	叔母 無職	販売額の半分	後継者がいなくなった
③—(1)	〃 利用権	84	〃	69	M 集落	職員勤務農家	52,000	①と同じ貸し手 耕作者負担 利用権 10 年
〃—(2)	〃 〃	〃	〃	40	O 集落	板金自営	〃	ハウス予定地, 購入 〃 〃
〃—(3)	〃 〃	〃	〃	30	M 集落	〃	〃	〃を前提に借地 〃 〃
〃—(4)	〃 作り分け	79~80	〃	106	〃	司法書士	折 半	水利費・償還金・共済・防除費などは一切地主負担
〃—(5)	〃 〃	85	〃	50	〃	ガソリンスタ ンド自営	〃	〃
⑥	〃 利用権	84	〃	60	〃	職員勤務農家	52,000	①と同じ貸し手 耕作者負担
⑫	〃 使用貸借	83	〃	12	S 集落	〃	酒・豆腐	水害地で荒らしているから貸せ, と借りた(飼料 作)
⑬—(1)	〃 占用許可	78	河川敷	3	建設省	〃	3,000	河川敷, 旧地権者, 買収された40~50人が組合 〃
〃—(2)	〃 〃	83	〃	6	〃	〃	〃	〃を作り, 共同で借りている
⑭	〃 利用権	84	田	30	県農業公社	〃	52,000	→1985. 11 公社より購入(※)
⑰—(1)	〃 占用許可	?	河川敷	11	建設省	〃	?	〃
〃—(3)	〃 作り分け	75	田	60	O 集落	老人農家 〃 ないし 兼業農家	35,000	圃場整備後の田を基準反収 480 kg の 6:4 (借 り手 6) で分割 (比率固定) したもの等 …→返還(※)
〃—(4)	〃 〃	〃	〃	50	S 集落		〃	
〃—(5)	〃 〃	〃	〃	50	〃		〃	
〃—(6)	〃 〃	〃	〃	40	隣 町		〃	
㉔	〃 〃	81	〃	40	N 集落	商店	折 半	圃場整備後の整地等ができないので委託地主側負 担

注(1) M, K, S 集落はいずれも O 集落の隣接集落。

(2) ※のついた貸借は現在は解消されている。

態もふくめるとこの集落の農地貸借は件数としても面積としてもかなり多いこと（調査農家の耕地面積 108.6 ha 中借入れ地 7.8 ha、7.2 %、もっとも、これはこの集落の生産組織が後述のように集落外からかなり多くの面積を借入れていることによるところが大きい）、そして比較的最近年次のものが多数を占めていること、等の特徴を指摘できるであろう。

ここでの農地貸借の形態をあげると、一つは法定上の賃貸借として利用権の設定があり、もう一つは占用許可、つまり河川敷の建設省からの借入れであり、これらの他に作り分け、および使用貸借がある。

このうち、この地域で最も多いとみられるのは作り分けと呼ばれる形態の貸借である。これは生産過程は総て借り手が担当し、費用については地主側も一部負担し、収穫した米を両方で折半するというものである。

この場合、収穫した米はひとまず地主側が取得し、その半分の現金に換算して借り手に支払うというのが一般的である（出荷名義の地主側での留保）。更に細かくいえば、良質米奨励金までは借り手にも折半されるが、その他の奨励金は地主だけで取得され、借り手に渡らない。他方、副産物のわら、もみガラ、くず米等は借り手側が取得している。

費用の方の負担は、資材費の一部、水利費と防除費（航空防除を実施しているのでその料金）を地主側が負担し、残りの資材費総てと労働費を借り手側が負担している。農業共済掛金、公租公課は地主側負担である。

このように作り分けは、収穫物はひとまず地主側に帰属する形となっているが、借り手側が生産過程の全体を担当し、収穫物の折半という形で地主側とともに借り手側も危険負担を分担するとともに（なお、凶作時の共済金は総て地主側に帰属しており、その点で危険負担は実質的に借り手側がより大きい）、地主側も水利費、防除費等費用の一部も負担している。この点において作り分けは、農作業受委託と異なるとともに、反面共通する面も持っている。形態的には農地賃貸借と農作業受委託とのいわば中間的な形態であるが（分益小作に近いともいえる）、地主が耕地の用益権を借り手に提供し、その対価として地代を取得するだけの賃貸借を現在の一般的な農地賃貸借とするならば、こ

こにみられる作り分けは、そうした一般的な農地賃貸借に純化しきらない、多分にこの地域の自作農経営の痕跡を引きずった形態であるといえよう。この地域で自作形態を支配的ならしめている条件のもとでこそかかる形態の農地賃貸が生じていると考えられる（なお、作り分けについては後の補節も参照）。

この集落では第12表にみられるように②農家の1973年からの借入れや③農家の79年頃からの借入れ等比較的古くからの借入れ地にこの作り分けが見られる一方で、極く最近の借入れ地にも存在している。そしてこれらは合わせて4件、466aで借入れ地総面積の60%を占め、この集落ではこの形態の貸借が面積的にも多数を占めている。このようにこの地域ではこの作り分けが以前からの農地賃貸の中心的形態であり、現在も主流をなしているのである。

他方、利用権についてはこの集落で主要部分を占めているのは、職員勤務の農家（役場勤務、隣接集落）による利用権設定である。夫婦とも職員勤務で、親の労働力に助けられて自作していたが、親には肉牛の方に専念してもらうことにして利用権を設定したものである。面積は210a、期間10年、設定した相手は①、②、③農家の3戸で、いずれもこの集落の若手4人によって組織されている生産組合のメンバーである。利用権設定はこの他にも③農家が他の農家から（ハウスの予定地として将来購入することを前提に）設定を受けたものもある（この他、宮城県農業公社が83年から米山町で実施している集会的利用権等調整事業の関係で、⑭農家が県農業公社から暫定借り受けで利用権設定をうけていたが、それを85年11月の再配分で公社より買い入れている⁽⁴⁾）。

もっとも、この集落では利用権設定が農地賃貸の中でかなりのウエートを占める結果となっているが、これはたまたま役場勤務農家からの210aというまとまった利用権設定があったためで、どの集落でもこれだけのウエートを占めているわけではない。なお、町全体での利用権設定農家のタイプとしては、役場や農協等の職員勤務農家、老人農家と農業者年金受給のための第三者移譲が主である（農業委員会の資料からの集計では83年12月から86年6月までの利用権設定のうち、高齢化、労働力不足——老人農家と、子供が公務員、団体職員、会社員というのが多い——によるもの48%、年金受給29%、耕作不便

17%、負債整理6%となっている)。ここでの利用権設定は今のところこうしたケースに限られているといえるだろう(前述のような農業公社による暫定借り受けでの利用権設定を別とすれば)。

利用権設定における小作料は標準小作料の約130%高ということで、52,000円というのが多い。これは後述のようにこの地域の農地賃貸借の中では最も低位であり、期間も10年というのが多く、期間の長期性と小作料の相対的低位性で借り手にとってはこの地域では最も有利で安定した借地となっている⁽³⁾。

こうした利用権設定をうけているのは、O集落では今のところ生産組合に所属するメンバーの農家だけでこのメンバーはこの他にも④農家が156a、②農家が270aの作り分けを有し、これら生産組合メンバーの農家は、稿末付表の農家一覧をみれば明らかなように借入れによる規模拡大という点ではかなり突出した動きを示している。

占用許可、河川敷の借入れは、⑬、⑰農家が行なっているが、これは河川改修で買収された土地の旧地権者40~50人が集まって組合を作り、共同で借入れているものの一部で、小作料も安く、一般の借入れ地とはやや性格を異にしている。

この他、⑫農家の借入れ地は、水害で荒らしているところを貸して欲しいと申し入れて借りた田で、飼料作物をつくっているが、小作料は酒・豆腐を届ける程度で無料に近く、事実上使用貸借の形となっている。

以上のように、この地域の主要な農地賃貸の形態としては、従来からの、この地域に特有な作り分けという形態の貸借と、農用地利用増進事業の中で新たに作り出された利用権の設定という新しいタイプの借地(それは今のところ、職員勤務の農家によるものや年金受給のための第三者移譲によるもの等狭い範囲に限られている)とがあり、これら性格の異なる二形態の借地が並存しているのである。そしてこのように異なった性格の借地が並存していることは、一方で農作業受委託が広く普及し、この地域で自作形態を支配的ならしめている条件の存在と密接に結びついている。いってみれば、賃貸借のなかに自作農経営の痕跡がとどめられ、農作業受委託の影響が入りこんでいるとみること

ができる。

なお、米山町の場合、水田利用再編対策での転作の80%前後を占める集団転作には、全町レベルで処理される圃場整備事業関連の集団転作と各集落での集団転作とがある。前者については生産組合による転作の作業受託であり、後者については生産組合、ないし転作組合による転作で経営受託、つまり使用貸借として捉えることが出来る⁽⁶⁾。集落での集団転作は61年で約170haであるから、これを使用貸借としてカウントすれば、米山町の農地貸借の中で最大の面積を占めるのは使用貸借ということになる。

最後に貸し手側の特徴についてもみておくと、貸し手はほとんど集落外なので詳しくは分からないが、第12表からおよそ三つのタイプの貸し手をあげることが出来る。第1は210aの利用権設定をした農家に代表される職員勤務農家であり、第2は、板金業・商店・ガソリンスタンド等の多彩な自営兼業農家であり、第3は後継者がいなくなった農家、老人農家のタイプである。前二者は農外自立型、後者は「家」崩壊型の貸付け農家として特徴づけられるタイプであるが、この地域では前者は農外労働市場の狭あい性等によって、後者は直系家族制が強固に存続していることによって、その大幅な拡大は制約されているとみることができよう。

(2) 農作業受委託——稲作の機械作業の一貫的請け負わせと委託側での肥培管理——

米山町の農作業受委託は稲刈・脱穀の請け負わせ面積でみると(第13表)、80年がピーク(374ha、対耕地面積比11.5%)で、85年はやや減少しているが(326ha、同10.4%)、これは転作面積が増加しているためである。米山町の場合、前述のように圃場整備事業関連の全町レベルでの集団転作での作業は生産組合に総て委託されているから、これを農作業受委託としてカウントすれば、さきの請け負わせ面積は更に200ha前後増加し、80年との対比でもかなり増加することになり、その対耕地面積比は20%弱で、転作関係部分もふくめると作業受委託は米山町の耕地のかなりの部分をカバーしていることになる⁽⁷⁾。

第13表 水稻作作業の請け負わせの動向（米山町）

（単位：戸、ha）

	実農家数	()内対水 稲作農家割 合 (%)	育 苗		耕 起		田 植		稲刈・脱穀	
			農家	面積	農家	面積	農家	面積	農家	面積
1970年	796	(38.4)			703	440	130	86	245	191
75	2,049	(65.6)			702	493	443	328	474	318
80	683	(33.8)	494	270	581	332	589	344	621	374
85	661	(34.1)	529	263	551	281	567	299	605	326

資料：農業センサス。

1985年の稲作の作業請け負わせを耕地規模階層毎にみたのが第14表で、どの作業も0.3ha未満層のほとんど、0.3～0.5ha層の3/4、0.5～1ha層の半ばが請け負わせている。この割合は面積に関しても同様である（つまり請け負わせる農家は全面積を請け負わせているわけである）。このように下層の大部分が主要な作業を他に請け負わせているのである。

興味深いのはこの作業請け負わせ割合と農業機械の装備割合とがほぼ逆相関の関係にあることで、下層は農業機械を装備せず、作業を他に委託するという対応をしていることがあらためて確認できる。こうした対応は1haを境目として異なり、それ以上は農業機械の装備割合が高いが、それ以下では作業委託に傾斜するという関係になっている。

これを更に農業労働力保有状態別にみると、補助者もいないという層がどの作業も70%前後の高い割合を示し、また、この層が請け負わせ農家の大部分を占めている。つまり、農業専従者はおろか補助者もいない、というように農業労働力が弱体化した農家が請け負わせの主体をなし、また、そのように労働力が弱体化すれば、作業を委託せざるをえなくなるということなのである。

こうして個々の作業毎には請け負わせ農家割合は非常に高いが、育苗ないしは耕起から稲刈・脱穀までの全作業を請け負わせた農家の割合は、防除の請け負わせが極く少ないこともあって（航空防除を実施）極めて低い。しかし、だからといって部分的な作業請け負わせが支配的であるというわけではなく、〇集落の事例でみるように下層の場合（防除を別とすれば）大半がほぼ一貫的な

第14表 階層別水稲作業請負わせ農家割合および農業機械の装備農家割合
(1985年, 米山町)

(単位: %)

	水稲作業請負わせ農家割合 (対水稲作付農家)					農業機械の装備農家割合 (対総農家) (個人有+共有)				
	実農家	育苗	耕起	田植	稲刈・ 脱穀	動力耕 耘機農 用トラ クター	動力田 植機	バイン ダー	自脱型 コバイン	米麦用 乾燥機
0.3 ha 未満	90	85	86	84	89	9	4	4	-	-
0.3~0.5	80	74	72	74	75	27	13	16	1	1
0.5~1.0	57	44	49	51	53	53	43	43	5	3
1.0~1.5	29	17	20	21	22	86	79	78	5	11
1.5~2.0	11	5	5	7	8	96	93	79	24	33
2.0~3.0	5	1	2	2	4	95	92	62	43	65
3 ha 以上	4	1	2	2	4	93	88	46	64	78
計	34	27	28	29	31	71	64	50	22	31
専従者なし	49	40	41	42	45					
うち 補助者もいない 女の補助者だけ 男の補助者が いる	75	68	69	69	73					
	50	27	34	38	45					
	17	10	11	12	13					
専従者は女子だけ	13	5	6	10	10					
男子専従者がいる	5	2	3	3	4					

資料: 1985年センサス。

第15表 下層農家の稲作作業の請負わせの概況 (O 集落)

	戸数	請負わせなし ()うち水稲 作付なし	育苗から稲刈・ 脱穀までの 全作業 (防除 は除く)	耕起から稲刈・ 脱穀までの 全作業 (防除 は除く)	育苗・田 植・稲刈 脱穀	耕起・ 代かき	稲刈・ 脱穀
50 a 未満	13	3(2)		9	1		
50~100	14	6(1)		4	2	1	1
100~150 a	11	7		1	2	1	

作業の請け負わせとなっている。

第15表はO集落の1.5ha未満層の1984年の作業請け負わせの状況を整理したものである。さきに第14表で米山町の動向でみたのと同様にO集落においても下層の作業請け負わせが深く進行していることが確認できる。50a未満層

では稲を作付けしている農家で作業を請け負わせていないのは1戸のみで、しかもその総ては防除を除く全作業の請け負わせである。50~100aになると請け負わせなしが増えるが、過半はなお請け負わせ、しかも育苗、ないし耕起からの全作業を請け負わせている。100~150aになると、請け負わせは11戸中4戸のみで、自家作業で行なうのが主流となっている。このように下層、特に50a未満層のほとんどが稲作の全面積の作業を請け負わせており、作業の請け負わせはこれら下層に集中していること、しかもその請け負わせは、部分的な作業の請け負わせでなく、防除を除く全作業の請け負わせであることが確認できる。

ではこの全作業の請け負わせとは果たしてどのような内容のものであり、さきにみた作り分けとどこがどう異なるのか、その点を調査農家の実態からみてみることにしよう。O集落の調査農家における農作業受委託の状況は稿未付表の右欄に示した通りであるが、肥培管理等もふくめた各作業の編成、分担状況にまでたちいって検討するために、調査農家のうち主要な機械作業のほとんどを請け負わせている農家の概要とその作業編成、分担状況を第16表に整理してみた。

これによってみると、主要な機械作業のほとんどを他に請け負わせている場合でもこれらは基本的に賃貸借とは異なり、農作業受委託の範疇に属する内容のものであることが分る。

各作業の編成、分担状況からみると、ここでの請け負わせには大きくは二つのタイプを指摘することができる。一つは主要な機械作業は他に請け負わせながらも水管理、肥培管理は自家でやっているタイプで、このタイプが請け負わせの大部分を占めている。表の上段に各世帯員の農従日数も記したが、このタイプの場合、30日未満、30~50日、50~100日という形で年間農従日数はそう多くはないが農業に従事している世帯員（高齢者が多い）が何人か存在している。なお、これらの農家には家畜を飼養しているのも少なくない。老人による家畜飼養である（例えば、④①、④⑨農家）。この点でも農作業からの完全なリタイアではなく、機械装備や年齢の関係で自ら直接遂行できなくなった作業の他へ

第16表 作業請負わせ農家の労働力構成と各作業の編成・分担状況 (O 集落)

農家番号	㉔	㉟	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
労働力の構成	世帯主㉑ 67, c その妻㉒ 60, d 後継者㉓ その妻㉔	54, e 33, e 板金 32, e 自営 職員	70, c	47, e 工員 44, c 常雇 土工 日雇	62, e 64, e 39, e 土 34, f 建 常雇 工員	75, b 61, e パート	78 67 46, 職員 45, 工員
経営耕地面積	222	125	106	40	36	35	20
田 面 積	220	123	104	40	30	31	10
うち1985年稲作付	89	89	70	40	30	31	10
育 苗	㉑	○	㉑	○	○	㉑	○
耕 起	○	○	○	○	○	○	○
代 か き	○	○	○	○	○	○	○
田 植	○	○	○	○	○	○	○
施 肥	㉑		㉑	㉑	㉑	?	○
防 除	㉑		航空防除	航空防除	航空防除	○	○
中 耕 除 草	㉑		㉑	㉑	㉑	?	○
水 管 理	㉑		㉑	㉑	㉑	㉑	○
刈 取・脱 穀	○	○	○	刈取り○ 脱 穀㉑	○	刈取り㉑㉒ 脱穀○	○
乾 燥 調 整	㉑	○	㉑	㉑	○	㉑	○
作 業 料 金	協定料金	?	協定協金	?	協定料金	協定料金	毎日の山羊の乳と盆暮れの届け
収 量 (俵)	69	67	68	40	27	24	9
作業請負わせの理由	機械が使えない。 労力がない	働き手がいない	勤めにでていたため	機械作業はすべて本家に依頼	機械を買っても割にあわない	同左	老齢化
請負わせ開始時期	1978	1985	1975	?	1950頃から(?)	1978	1975
今後の継続の見込み	継 続	?	継 続	?	継 続	継 続	
請 負 っ せ 先	生産組合	生産組合	26農家	本 家	近隣の機械のあった農家	生産組合と妻の実家	古くからつきあいのある農家 (O 集落)

注(1) 労働力のところの数字は年齢, アルファベットは年間農従日数.

a=150日以上 b=100~150日 c=50~100日 d=30~50日 e=30日未満
f=0

(2) 請負わせている作業には○, 農家でやっている場合, その担当者を㉑, ㉒……で示した.

の請け負わせなのである。

もう一つは、肥培管理等もふくめた全作業を他に請け負わせているタイプで、④⑨ 農家の場合がこれにあたるであろう。この場合、自家では(稲作については)直接作業を行っていないから、この面では農地貸借と異なるところはない。

しかし、こうした④⑨ 農家のようなケースもふくめて貸借と異なるのは、収穫物を委託者が取得しており、その処分権は委託者側に帰属していること、したがってまた豊凶等のリスクの負担も委託者側が総て負担していることである。受託者側からみれば、こうした受託は経営耕地の拡大ではなく作業面積の拡大に過ぎない。そうした点でこれはあくまでも賃貸借ではなく農作業委託なのである。

第16表の上段には労働力の構成と経営耕地面積を示したが、いずれも老人農家か(②⑥, ④①, ④⑧ 農家)、あるいは後継者がいても農外の兼業にほとんど専従している農家である。しかし、そのように労働力が劣弱化しながらも、肥培管理程度の作業は自家で可能であり、機械作業を他に委託すれば稲作は自家で維持できるわけである。肥培管理程度の作業をこなせる労働力がまだ存在し、作業を受託してくれる農家、ないし集団(生産組織)が周囲に存在する限りまだ稲作は自家で維持できるのである。そしてその方が貸付けるよりも経済的に有利なのである(この点は後述)。

また、作業委託の理由をみると、働き手がいらない、高齢化といった労働力上の理由とともに、機械を買っても過剰投資になるという理由をあげているのも首肯されるところである。事実これらの農家は目ぼしい農業機械はほとんど装備していない。この点は米山町全体の動向としても確認できる点である。

請け負わせ開始時期は作業の種類によっても異なり、なかにはかなり古くから請け負わせているのもあるが、育苗、田植、刈り取り、脱穀等は機械化一貫体系が整備されるようになってからで、1975年以降のものが主体をなし、なかには85年からというものもある。老人農家等の場合、一方での高齢化と他方での機械化体系の整備とがあいまって作業の請け負わせへと傾斜してきたとみられる。

請け負わせの相手先は、生産組合と個別農家とが並存している。ほとんどが集落内での受委託関係であるが、個別農家への請け負わせは親戚等の特別のつながりに基づくものが多い（稿末付表参照）。

今後の継続の見込みについては、聞取りできなかったのを除けば、いずれも継続する見込みと答えている。作業の請け負わせが今後もこのまま続く見通しである。請け負わせをやめるのは、作業委託から経営委託＝貸付けに進むか、逆に自家で行なうようになるか、のどちらかで、下層に関して特に問題となるのは、前者の作業委託から貸付けにどの程度進むかどうかであるが、肥培管理の作業を行なえる労働力が存在する限りは作業委託を続けていく、それがさきの今後の見込みについての答えの意味するところであろう。

なお、㉔、㉕、㉖ 農家は老人農家になっており、またそうした農家が請け負わせ農家の主要部分をなしている。これらの農家は後継者を補充、確保できなければ、高齢化とともに早晚農作業から完全にリタイアし、貸付けか、売却等の処分をせざるをえないことになるわけであるが、例えば、㉖ 農家等は都市に転出している子供を呼び戻すべく働きかけている。それがどこまで可能かどうか、老人農家化＝世代型に移行したこれらの農家が三世代型を再び回復できるかどうか、が注目される点である。

（3） 貸借の形態別小作料と作業料金——貸付と農作業委託との経済性の比較——

以上のような農作業受委託の内容と性格を確認した上で、さきに検討した農地貸借と農作業受委託それぞれにおける借り手、貸し手ないし出し手、受け手双方の費用の負担の仕方と、各々の取り分の比較検討を行ない、あわせてそれら農地貸借と農作業受委託との共通点・相違点について考えてみることにしたい。

84年3月に改訂された米山町の標準小作料は、10a 当たり玄米収量530kgの土地で40,400円、500kgの土地で34,000円とされたが、第17表はその算定基礎となった各費目毎の数値を示したものである⁽⁸⁾。参考までに農林水産

第17表 標準小作料とその算定基礎数値(1983年度, 米山町)

(単位: 円)

	米山町 1983年度 標準小作 料算定資 料 (A)		(参考) 農 水省「米生 産費調査」 (宮城県, 1984年) (B)	備 考
10 a 当たり生産費				
物 財 費 (i)	93,672		74,677	
種 苗 費	1,796		2,481	
肥 料 費	18,125		7,765	
農 業 薬 剤 費	5,679		6,216	
光 熱 動 力 費	4,644		3,828	
その他諸材料費	6,353		1,941	
土地改良費及び 水 利 費	11,911		6,628	(A): 関係5土地改良区平均
賃借料及び料金	4,100		10,040	(A): 農業共済組合調
農 機 具 費	37,558		32,181	
建 物 費	3,506		3,597	
労 働 費 (ii)	35,592		43,589	
費用(iii = i + ii)	129,264		118,266	(A): 7.73人日(61.9時間)×4,600円 (経営指標及び農業会議所調)
資 本 利 子 (iv)	9,641		6,358	(B): 6.91人日(55.3時間)×6,806円
公 租 公 課 (v)	1,120			
iii + iv + v	140,025			
10 a 当たり粗収益	(530 kg)	(500 kg)	(533 kg)	
主 産 物	196,707	185,573	179,368	
副 産 物	10,325	9,960	7,619	
粗 収 益 計	207,032	195,533	186,987	
経 営 者 報 酬	26,607	21,423		
標 準 小 作 料	40,400	34,000		

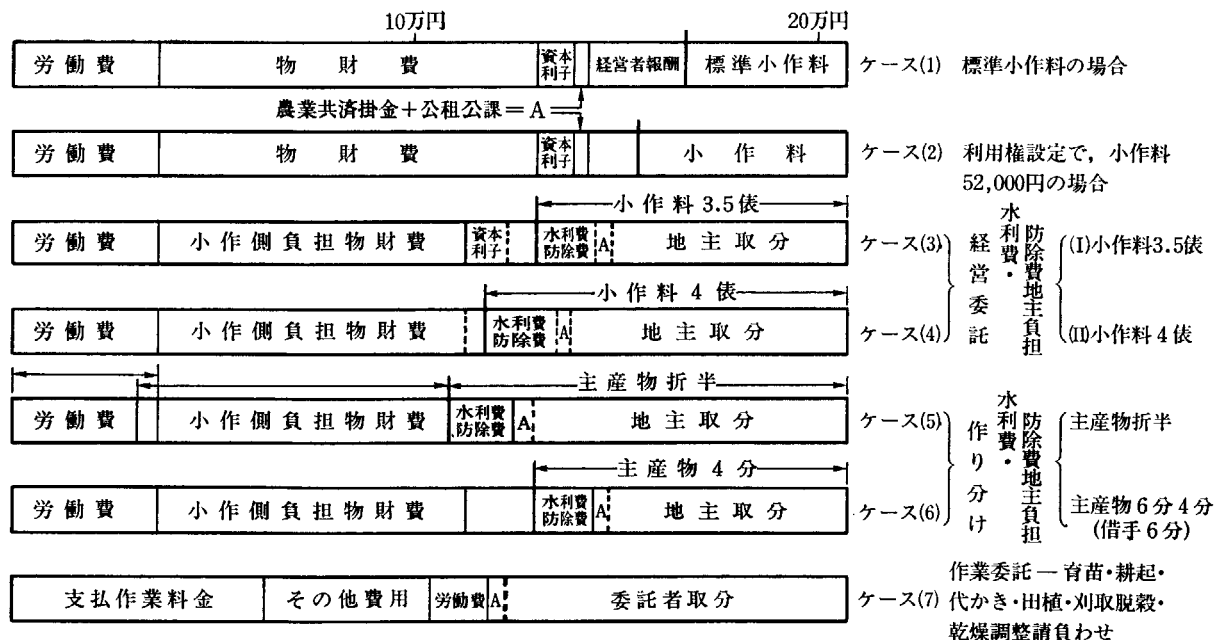
省『米生産費調査』(宮城)の数字もあげてみたが、それとの比較でみると、収量はほぼ同じで粗収益は米山町の方がかなり高くなっているのは自主流通米格差や良質米奨励金をおりこんで計算しているためである。費用面では肥料と農機具費は米山町の方が高くなっているが、労働費は米山町の方がかなり低い。労働時間は米山町の方が多くなっているのだが、1日当たりの労働評価額が米山町の方が1,700円程度低くなっているからである。これは低労働評価に基づく低労働費のためで、地域の労働市場における労賃水準の低位性の反映である。

土地改良費および水利費は米山町で高く賃借料および料金では米山町が低く、その両者を合計すると双方ほぼ等しくなっている。

これらの結果、物財費と労働費を合計した10a当たり費用計では米山町の方が1万円余り高いが、10a当たり粗収益も2万円近く高くなっている。農林水産省『米生産費調査』の結果と比較すれば、こうした相違を含んでいることを念頭においたうえで、この米山町の標準小作料算定の数値を基にして、これまで述べた各形態毎の農地貸借と農作業受委託の10a当たりの稲作の費用と収益の配分の比較を行なうため第2図を作成してみた（ここでは10a当たり530kgとして計算している。80～83年の冷害年も含めた収量としては高目であるが、84～86年の収量でみるとほぼ妥当である）。

ここに取り上げたのは七つのケースで、第1は1つの基準としての標準小作料の場合、第2はその30%高として決められることが多い利用権設定の場合であり、第3および第4は定額現物小作料の経営受託を考へ、小作料3.5俵ないし4俵として想定した場合、第5は前述したこの地域に支配的な貸借である収穫物折半の作り分けの場合、第6はこの作り分けのヴァリエーションで、5分5分ではなく、6分4分（借り手が6分）とした場合、そして第7は農作業委託で育苗から乾燥調整までの機械作業総てを委託した場合である。標準小作料の場合、および小作料3.5俵ないし4俵の経営受託は我々の調査事例には現れてこなかったが、標準小作料は一つの基準としての意味で、また、定額現物小作料の経営受託は周辺町村での調査報告でそうした事例が報告されているので、それらとの比較の意味も含めて取り上げてみた。

ケース(1)の収益残余方式としての標準小作料の場合、粗収益から生産費・資本利子・公租公課の他に一定の経営者報酬を控除した後の残額を小作料とする建前だから、それをどう評価、計算するかによって一定の開きは生ずるが、コストは補償され、従って小作料は相対的に低位になる。それに対し、ケース(2)の利用権設定の場合、小作料は52,000円で、標準小作料に比し30%、12,000円程小作料が高くなったぶんだけ、小作「剰余」が縮小するが、それでも12,000円余りの小作「剰余」が確保できる計算となる。利用権設定がこの地域では借



第2図 貸借・農作業受委託の形態別 10a 当たり稲作費用と収益の配分

注(1) 10a 当たり収量 530 kg の場合で計算。

(2) 費用等は第17表の標準小作料算定の数値を使用。

(3) 作業委託の料金は1985年度農作業労働賃金基準協定表に基づく。

なお作業委託の労働費は標準小作料算定の数値から耕起・整地・育苗・田植・刈取・脱穀・乾燥・調整を除く部分について算出。

(4) ケース(1)、ケース(3)、ケース(4)については調査地の事例ではでてきていないが、比較の参考のため示した。

り手にとって最も有利な条件の借地なのである。そのためもあり、利用権設定の場合には地主に代わって借り手が圃場整備事業費の借入金を償還している場合も少なくない。そうすると、さきの小作「剰余」の大部分がなくなってしまうことになる。

参考として取り上げた定額小作料の経営受託の場合、水利費・防除費を地主側で負担しないならば、小作料4俵だと借り手側は物財費ないしは労働費部分をはかり割り込まざるを得ず、小作料3.5俵で辛うじて物財費と労働費を確保できることになる。作り分けと同様に水利費・防除費を地主側で負担ということにすると、ケース(4)でやっと借り手側が労働費と物財費を確保でき、ケース(3)の小作料3.5俵で資本利子部分も確保できることになる。

それではケース(5)の収穫物折半の作り分けの場合はどうか。作り分けの場合、前述のように地主側が公租公課、圃場整備事業費、農業共済掛金はもちろん、水利費・防除費等の物財費の一部も負担している。そして副産物は借り手が取得するが、主産物の玄米が折半なので、530 kgであれば、5分5分で265 kg、約4.5俵ずつ借り手、地主双方が取得することになり、借り手側の実質的な負担はきわめて重いものとなる。即ち、ケース(5)のように借り手側は折半された取り分からは労働費・物財費部分の両方は確保できなくなり、結局、労働費か物財費かのどちらかのきりつめをはからざるをえないことになる（自家労働評価額の切下げか、償却費部分の負担の既存経営部分への転嫁）。

なお、役場での聞き取りでは、かつての作り分けでは5分5分の折半が一般的であったが、最近は6分4分ないし5.5分4.5分という分け方のものもでてきているという（借り手6分ないし5.5分）。東北地方の米生産費の構成で粗収益に対する費用合計の割合が75年頃までは50%前後であり⁽⁹⁾、その限りでは5分5分の折半も一定の根拠を持つものといえた。しかし、その後機械化にともなう償却費、物財費の増加、米価停滞、連続冷害等により粗収益に対する費用の割合が60~70%に増加してくる中では5分5分の折半は借り手側に過重な負担を強いるものにならざるを得ない。前述のように6分4分ないし4.5分5.5分の分け方がでてきたのはそのためであろう。そこでそれを6分4分に

してケース(6)としてしてみると、これならば借り手側も労働費・物財費を確保でき、更に資本利子の確保も可能で、ケース(3)とほぼ同様の水準となる。

最後にケース(7)で農作業委託の場合を育苗から乾燥調整までの機械作業を総て請け負わせ、肥培管理の作業は委託者が行なうものとして計算してみた。ここでは支払い作業料金の計算がやや過小、従って委託者側の費用の負担がやや過小になっているきらいもあるが、ともかく肥培管理等の労働部分を控除しても委託者取り分がケース(1)～(6)での地主側の実質的取り分をかなり上回る形となっている。さきにふれたように肥培管理程度の労働を行なうだけの労働力を確保し、しかも農作業委託でも収量が余り低下しないならば、そして作業を受託してくれる農家・集団が周辺に存在するならば、経済的には低労賃、高収量による高地代の貸付けに比較してもなお農作業委託の方が経済的には有利であることがこの図からもあらためて確認できる。

以上のような様々のケースの農地貸借と農作業受委託における費用の負担と収益についての検討からおよそ次のようなことを指摘することが出来るであろう。

まず、第1に標準小作料の場合も含めて全体的に低労賃、高地代の関係が強く現れていることである。この地域の土建関係の臨時雇いでの1日当たり賃金は男子で5,000～6,000円、女子で4,500円というのが通例であるが、標準小作料の算定で用いられている自家労働評価額は前述のように1日4,500円で——「農作業労働賃金基準協定表」での男子の一般作業の賃金と同じ——これは土建臨時雇い賃金水準すらかなり下回っているのである。基準となる標準小作料がかかる低労賃を基礎にして設定されているわけである。ケース(1)の標準小作料の場合のこうした労働費と経営者報酬とを合計して実現すべき所得として計算してみても、その1日当たりの額は8,046円に過ぎない。10a当たりの労働時間を61.9時間から宮城県平均の55.3時間に短縮しても9,000円、宮城3ha以上層の51.2時間(推定)に短縮しても9,718円である。ケース(2)の場合なら同様に1日当たり所得は6,286円、51.2時間で7,583円である。こ

れはケース(1)で宮城の恒常的賃労働労賃なみ、ケース(2)では地元の土建臨時雇い賃金をやや上回る程度の水準である。

更にケース(3)やケース(6)ならば、土建臨時雇い賃金すら下回る「農業労働賃金基準協定表」の賃金水準を辛うじて確保するに過ぎず、ケース(4)やケース(5)はそれさえ割り込むわけである。つまり、低労賃、高地代の関係は、利用権設定の場合から経営受託、そして作り分けと移るにしたがってより強く現れているのである。

第2に、この低労賃、高地代の関係は農作業受委託の場合に最も強く現れている。その基礎にはいうまでもなく作業料金の低位性があるわけであるが、米山町の場合、作業料金は宮城県北の中でも最も低いグループに属している。労賃水準の低位性ととも、米山町での圃場整備率の高さ＝機械の利用効率の高さのためである。この結果、作業委託での委託者取り分が貸借での地主取り分を上回り（低作業料金、低労賃を基礎とする高委託者取り分）、地主にとっては農作業委託が最も有利となっている。そこに農作業受委託が最も広範に普及している経済的根拠が存在する。

第3に、以上のことを逆にみていけば、こうした農作業受委託が広範に成立し、しかもそれが委託者優位の構造となっているもとでは、そこで発生する貸借は、その形態や地代水準等においても農作業受委託に引きずられたものとならざるをえない。農作業受委託と農地賃貸借との中間的な形態である作り分けが生まれる所以であり、更にはその対極にある利用権がなかなか一般化しがたい所以でもある。

（4）規模拡大、コスト節減と農作業受委託

この地域における農地賃貸借と農作業受委託の異同、それぞれの展開状況は以上の通りである。利用権設定は徐々に増加してきているものの、現在のところ職員勤務農家、老人農家と農業者年金受給での第三者移譲等の限定された範囲でしか展開しておらず、労働力が欠損する等で規模を縮小する農家の支配的な対応としては、機械作業の委託であり、他に一部で作り分けという形態の貸

借がなされている。

それが個々の農家や集団（の規模拡大）にとってどのような意味を持っているか、更にそれがコストの節減に対してどのような役割を果たしているか。その点を農作業を受託する農家や集団の側から、更には委託する下層農家の側からみておくことにしたい。

米山町で農作業を受託しているのは、稿末付表にもあるように個々の農家と生産組合である。前者は親類、近隣等の関係から受託するのが多いが、最近の受託の主体として注目されるのは生産組合である。そこでこの生産組合の受託の動きについて試みることにしよう。

第18表は米山町で聞き取りを行なった生産組合について、その事業部門構成をみたものである。これらの生産組合はいずれも稲作と転作受託の麦、大豆作と野菜作の3部門からなる複合的構成を取り、構成メンバーの通年的就業を確保する体制をとっている。その中で基幹的位置を占めているのは稲作である。稲作では、組合員の水田と員外からの受託からなるが、後者のうち借入れ（作り分けや利用権設定等）は全体的に少なく、大きなウエートを占めているのは農作業受託である。稲作の作業受託の規模は生産組合によって異なり、また作業種類によっても面積規模は異なり、バラつきは大きい。刈取りでみると5～10haというのが多く、員内も合わせると20～30haの作業規模を確保する形となっている。この地域では農地貸借よりも農作業受委託の方が主体であるところから当然のことながら、個々の経営の規模の拡大の方法としても借入れよりも作業受託の方がより重要なウエートを占めており、また、それがこうした集団の規模拡大にとっても一定の重要な意味を持っている。このような作業規模の拡大、生産組合の事業量の拡大によって、生産組合のメンバーの農業内就業の場の拡大、機械償却費の負担の軽減を図り、生産組合の収益の拡大に一定の貢献をしているからである。それ故また生産組合では、作業受託によってでも稲作の規模を拡大していこうとする志向は強い。

もっとも、生産組合にとっては規模拡大の方法としては稲作の員外受託だけでなく、転作の受託、野菜作部門の拡大等があり、実際にはそれらを適当に組

第18表 調査生産組織の事業部門構成と実績(1984年)

生産組織	稲 作								麦・大豆作 (転作受託)		野 菜 作				備 考
	形 態	員内 規模 (ha)	借入 (ha)	員外作業受託(ha)				形 態	面積 (ha)	形態	開始 年次	品 目・面 積	組 合 員 戸 数 等		
				耕起 代か き	田植	刈取 脱穀	乾燥 調整							麦	大豆
1 R 高能率機械作業 受託組合	全作業共同	18.5	1.8	6.9	8.7	32.0	10.3	共同経営	4.2	27.35	共同 経営	1979	{ホウレンソウ ソラメ	ハウス40a 露地10a	9
2 Si 高能率機械作業 受託組合	共同作業	14.5	2.0	3.0	3.0	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	8
6 Kj 水稻集 栽培組合	春作業共同	7.7	-	1.5	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
9 O 中央生産組合	全作業共同	10.0	6.1	-	4.8	5.9	3.1	共同経営	2.4	6.0	共同 経営	78	{ホウレンソウ イチゴ	ハウス50a ハウス7.7a	4
10 Se 生産組 合	全作業共同	19.3	-	2.0	7.0	11.0	7.0	(共同経営 作業受託)	4.0 1.0	4.0 1.0	共同 経営	79	{ホウレンソウ 小ネギ	ハウス41a 12a	7
12 To 生産組 合	全作業共同	18.0	-	-	-	5.0	5.0	共同経営	7.1	1.7	共同 経営	81	{ホウレンソウ ビーマン	ハウス50a 8a	6
13 K 生産組 合	全作業共同	15.0	-	-	-	6.5	6.5	共同経営	3.0	3.0	共同 経営	81	ホウレンソウ	ハウス14a	6
16 Sa 肥育豚生産組合	プール計算	7.2	-	5.0	-	-	4.0	共同経営	3.0	3.0	-	-	-	-	3 共同経営 肥育豚 420頭×2
20 Ok 生産組 合	全作業共同	18.3	-	3.3	3.1	5.6	5.6	共同経営	7.8	7.8	共同 経営	84	{ホウレンソウ レタス	ハウス30a 30a	6

注(1) 生産組織の代表者からの聞き取りによる。

(2) 全作業共同は、ここでは機械作業の共同で、肥培管理は個別に行なっている。

合せ、相互補完を図りながら拡大を行なっている。メンバーの通年的な農業就業の場の確保ということから、単にこうした稲作の拡大だけでなく、野菜作等の拡大、安定化をも合わせて図っていかうとするものである。

ではこうした農作業受委託はコストの節減、特に下層のコスト節減にとつてどのような意味を持っているか。次の第19表をみていただきたい。これは農林水産省『米生産費調査結果』の宮城と近畿を比較したものであるが、宮城の結果で注目したいのは、最下層の30a未満層の10a当たりの費用や第2次生産費が1～3haの中上層に比較してむしろ少なくなっており、最上層の3ha以上層と比較してもそれほど大きな差は存在しないことである⁽¹⁰⁾。これは、賃借料および料金が30a未満層、30～50a層で突出して高くなっているのに対し、農機具費、労働費がかなり低くなっていることから窺えるように、下層が機械作業を他に委託しているためであることは明らかである。米山町の例でみたように宮城県では稲作の農作業受委託が広範に普及しているが、下層の農作業委託によるコスト節減効果が米生産費調査結果にもこのように明瞭に現れてい

第19表 作付規模別10a当たり生産費(1984年)

(単位:円)

		第2次 生産費	費用合計	農機具費	賃借料お よび料金	労働費	労働費を除 く費用合計
宮 城	30a未満	144,129	108,201	—	40,851	33,354	74,847
	30～50a	174,497	138,900	24,775	31,722	49,581	89,319
	50～100	167,273	131,950	32,359	20,683	45,276	86,674
	100～150	156,206	122,198	36,269	6,665	46,718	75,480
	150～200	158,053	120,840	37,101	8,585	42,992	77,848
	200～300	150,425	112,161	35,385	1,810	42,096	70,065
	300a以上	147,062	98,019	24,039	2,962	40,400	57,619
近 畿	30a未満	263,763	240,877	92,425	10,480	90,887	149,990
	30～50a	233,918	204,892	69,510	9,850	83,002	121,890
	50～100	199,509	174,578	57,508	9,871	68,870	105,708
	100～150	170,855	141,171	48,955	5,974	51,835	89,334
	150～200	181,264	150,098	41,152	8,799	63,650	86,448
	200～300	159,290	121,555	28,866	3,251	58,146	63,409

資料:農水省『米生産費調査』。

るのである（前述のように上層にとっても同様に作業規模の拡大によるコスト節減効果があるはずだが、その点は必ずしも明示的にはとり出せない）。

以上の点は近畿と比較すると一層明瞭である。即ち、近畿の場合、10a当たりの費用の階層差が非常に大きいのに対し、宮城では前述のようなことから階層差は比較的小さく、かつ10a当たり費用額自体は、宮城と近畿ではどの階層をとっても宮城の方が近畿より少なく、また下層になるほどその開きが大きくなる。近畿の場合、農作業受委託の普及はそれほど進んでおらず、そのため30a未満層、30～50a層の賃借料および料金の額は余り小さくなく、その代わり農機具費、労働費は近畿の中上層に比較しても、宮城の下層に比較しても非常に高くなっている。つまり、このような近畿と宮城の米生産費の差は、農作業受委託の普及の差の反映としてとらえられるところが少なくないのである。こうした米生産費の内容の地域差の検討を通して、我々は間接的ながら農作業受委託のコスト節減効果を改めて確認することが出来るであろう。

また、以上のことと重なるが、農作業受委託による稲作費用の階層間格差縮小機能についてもこの地域では顕著に現れていることを確認できる。かかる機能と、主要作業の外部委託によって自家労働力の劣弱化した下層農家をも自家耕作に踏みとどまらせる作用とがあいまって、農作業受委託は一定局面までは分解抑止的に作用しているということが出来るであろう。この点もまたこの地域で農地賃貸借がそれほど展開しない一つの要因となっているといえよう。

補節 作り分けについて

本章第1節、および第3節で収穫物折半で、地主側も物財費の一部を負担する、作り分けと称されるやや特異な形態の賃借が存在することを述べた。これは先にも述べたが、地主が耕地の用益権を借り手に提供し、その対価として定額の小作料を取得する形態の賃借を現在の一般的な農地賃貸借とするならば、やや特異な形態の賃借であるといえる。

しかし、この形態の賃借は必ずしもこの米山町だけの例外的な賃借ではない。米山町周辺地域での調査報告からでも、例えば、前掲荒井「宮城県北地域にお

ける農地賃貸借の実態と小作料問題」や同「水稻単作地帯における農地移動の構造」(『東北大学農学研究報告』第35巻第1号, 1983年)等において南郷町や小牛田町で同様な収穫物折半の形態の貸借の事例の存在が報告されているし、鈴木幹俊『農家の小作料観(1)——宮城仙北地域農家意識調査結果報告——』(東京農工大学農学部農業経済研究室, 1985年3月)でも折半という形態の小作料がかなり広く報告されている。このように宮城県北部の地域に関してはこの収穫物折半という形態の貸借は現在でも広く分布しているものと考えられる。

その他、秋田県湯沢市での調査報告でも折半形態の貸借の事例が報告されており⁽¹¹⁾、更に佐賀県では作り上げという名称のもとで収穫物折半の貸借が広く成立しているが⁽¹²⁾、これも米山町の事例とほぼ共通の内容とみることが出来る。注(12)にあげた相川、香月論文によれば、この作り上げでは地主側は租税公課諸負担の他、水利費、灌漑費、圃場整備負担金等も負担するのが一般的であるが、少数ながら物財費も地主側が負担する例もあるという。

その他、収穫物折半ではないが、基準収量を設定し、それを折半、ないし6分4分で分けるという例や、農業所得を5分5分等で按分する計算で小作料を設定するという例も報告されている⁽¹³⁾。

このように極く限られた調査報告事例の検討からも収穫物の折半を始めとする一定比率での按分という形態は意外に広く分布していることが分かる。

費用の負担の仕方については必ずしも明らかでない例もあるが、共済の名義や、出荷名義は地主側、委託者側が留保しているのが多いようで、その場合には共済の掛金や水利費等は地主、委託者の負担ということになる。借り手側の「耕作権」がまだ独立したものにはなっていないのである。米山町の場合は更に航空防除を実施しているということでその費用も地主側が負担しているわけで、そのような形で地主側が結果的に物財費の一部も負担することになっている。このような点に着目すれば、分益小作の一形態といえなくもない。

米山町でこうした作り分けがどのような歴史的、地域的な事情から成立し現在のような形態となっているか。それをここで詳らかにする用意はないが、農家や役場の担当者からの聞き取りの限りでは、農地改革後の自作農の自己完結

的な経営が兼業化や機械化で徐々にくずれ、そこで発生してきた農地貸借がこの作り分けであったという。自作農経営の部分的な分解が農作業受委託の形で、そして一部は定額小作料の賃貸借に純化しきらない作り分けという形態で進行したのである。

この地方は戦前刈り分けという小作関係が存在したが、作り分けの収穫物折半という形態は基本的にそれを引き継いだものであるという指摘もなされている⁽¹⁴⁾。こうしたかつての5分5分の小作料率や、家族労働力の一時的変動にともなう農家相互間の労働力調整⁽¹⁵⁾等を原型としつつ、戦後の自作農経営が機械化、兼業化等で分解する中で、そうしたかつての伝統的な地主小作関係等の痕跡をひきずりながら農作業受委託や作り分けという形態での貸借が発生してきたということであろうか⁽¹⁶⁾。ともあれ、収穫物折半方式が戦前の小作料率を引き継いだものとしても、1970年代前半には粗収益に対する費用合計の割合が50%前後であった限りでは一定の根拠を持つものであったといえよう。そしてそれが70年代後半以降のように60~70%に増大していけば、6分4分に変更するものも生じることにならざるをえないのである。

いずれにせよ、自作農の構造がなお強固で、その部分的な分解も大部分は農作業受委託という形態で展開しているような中では、そこで極く部分的に発生する農地貸借も定額小作の農地賃貸借に純化した展開とはなりにくいのである。

注(1) 米山町の農業についてはその実態、構造を多方面から分析した『地域農業の構造と再編方向(Ⅱ)——宮城県米山町実態調査報告——』(特別研究「高生産性土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」研究資料第2号、農業総合研究所、1987年)参照。

(2) 「1978年6月12日宮城沖で発生した地震により当町においても家屋の倒壊、損害等大きな打撃を受けた農家が多く、新築、補修で多額の負債を抱えていたところへ4年続きの冷害の追い打ちを受け、負債整理のため農地を手放さざるを得ない状況となった。その傾向は現在も続いている」(米山町農業委員会資料)。

(3) ○集落の農業の構造とその特徴については前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅱ)——宮城県米山町実態調査報告——』参照。

(4) 米山町における集会的利用権等調整事業については、拙稿「農地移動、農作業受委託の構造と農家の階層変動」(前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅱ)——宮城県

米山町実態調査報告——』所収) 参照。

- (5) なお、ここでの利用権設定にはほとんどの場合、宮城県農業公社が介在しており、直接的には農家はまず農業公社へ貸付けし(10年間の場合には小作料一括前払い)、それを農業公社から再借入する形となっている。
- (6) 米山町では1970年代後半以降中上層の少戸数の農家による生産組織(生産組合)が組織されてきており、それが集団転作を担っているが、集団転作が各集落で行なわれるようになる中で、生産組合とは別に数戸程度の農家による転作組合も組織されてきている。米山町での生産組織と集団転作の動向およびその特徴については拙稿「地域農業の組織化と集団的土地利用」(前掲『地域農業の構造と再編方向(Ⅱ)——宮城県米山町実態調査報告——』所収) 参照。
- (7) なお、圃場整備事業関連の集団転作は86年120ha、87年35haで終了し(圃場整備事業の終了)、それとともに集落での集団転作に切り代わって行くことになる。
- (8) 87年3月に標準小作料の改訂が行なわれたが、結局、据置きとなった。
- (9) 荒井聡「宮城県北地域における農地賃貸借の実態と小作料問題」(花田仁伍編『現段階における地代の存在形態と展開方向』、1985年度科学研究費補助金研究成果報告書、1986年3月)。
- (10) なお、『宮城農林水産統計年報』には1985年は標本数の関係からか、0.3ha未満層は残念ながら取り上げられていない。
- (11) 関野幸二「集団型営農主体の生産力構造——秋田県湯沢市N営農研究会の事例から——」(特研「営農主体」研究資料No.1『東北水田地帯における大規模営農主体の生産力構造』東北農業試験場、1985年) 参照。ここでの事例では全面作業受託、ないし経営受託としてその料金(受託者の取り分)が収量の60%と報告されている。
- (12) 例えば、田代洋一「佐賀農業の展開と自作農的土地所有」(田代隆編著『土地経済論』、お茶の水書房、1980年)、相川良彦、香月敏孝「昭和50年以降における経営複合化と農地流動化の展開——佐賀平担での農用地利用増進事業の一断面——」(『農業総合研究』第37巻第4号、1983年)。
- (13) 山形県庄内の余目町での聞き取りでは部落の反収を基準にしてそれを6分4分で分割して各々の取り分を決めるという個別相対の貸借の例にぶつかった。この反収が固定されれば、貸し手、借り手双方の取り分も固定されるわけである。また、同町での農協への農業経営の委託による料金の計算でも、過去7年間の最高、最低を除く5か年間の平均反収を基準として各々の費用を算出し、結局委託者4割、受託者6割の比率でもって収入を按分している。

また、石川県松任市では過去5年間の平均反収を基準収量とし、そこから各費用を控除して算出した農業所得を、委託者5割、受託者5割で按分するという考えのもとに農用地利用増進事業に関わる標準貸借料を設定している(中江淳一「石川県松任市」『農地管理における集落機能の役割に関する調査研究報告書』、農政調査会、

1988年)。

- (14) 「事実上の所有権に基づかない耕作についていえば、名称の違いはもちろん対価の形成のされ方についても違う。……粗収入から物財費用と労賃を引いた水準で基本的に賃料が形成される地域……もあれば、依然として戦前の小作料率の観念が生きているところ、その中間に戦前の小作料額が観念として生きているというような地域もあると思う……宮城の県北はその中の最も古い形、戦前の小作料率が生きている傾向のある地域」、「『作り分け』というのは……本質的にいえばもっと古い形の刈分け小作ではないかと思います」(石井啓雄「総括コメント」昭和61年度秋季特別研究会討論記録『農地をめぐる諸問題——利用調整・土地改良・流動化——』、農業総合研究所、1987年)。

「東北では、戦前型小作料の形態を形式的に承継している地域があり、その中には実質的にも戦前小作料と同様の決定方法となっている地域も存在するようである」(倉内宗一「小作料形成の論理と小作料政策」『農地流動化に関する理論と農民の論理』、農政調査委員会、1980年)。

- (15) 戦前宮城県古川地方においては、病氣とかで一時的に家族労働力が少なくなったときに、播種からニオ積みまでを米1俵でやる「ソダテッコ」という慣行があったという。梶井功「請負耕作・闇小作に関する若干の考察——宮城県の実態から——」(梶井『基本法農政下の農業問題』、東京大学出版会、1970年)参照。
- (16) 佐賀平坦の作り上げについては前掲田代論文において概略次のような整理が行なわれているが、これは宮城の作り分けの理解にとっても参考になる。

佐賀の作り上げは戦前においては家族労働力に一時的な欠損が生じたときの農民相互間の労働力調整で、小作関係とは区別されたものであったが、戦後の新たな事実上の賃貸借の展開においてもこの形態が使われ、その後次第に収穫物折半型に移ってきた。按分の割合は1974年までは地主6、小作4であったが、1975年以降5分5分になった。反収10俵であれば、5俵の地代ということになるが、「この反収水準がある程度持続すると、今度は5俵という絶対額がひとりだちして、事実上の定額的な関係に等しくなる場合もみられる」が、その定額の背後に割合が考え方として生きている点で辛うじて区別され、不作年にはそれが現実生きてくる。作り上げによって実現される労賃水準はほぼ地域の男子恒常的賃労働賃金に相当し、結果的に農業純生産を折半する形で、貸し手借り手双方に対等の立場、自作農の論理を留保させる形態である。また、出荷名義の貸し手側留保は形骸化された形でお貸し手側に「耕作権」を留保させる形態である。

4. 結 び

最後に、これまでの検討結果の主な点を要約しながら、東北地方での農地流動化の最近の動向の特徴に焦点を合わせて若干の整理を行なっておきたい。

(1) 最近の農地流動化の動向の新たな特徴として注目すべき点の一つは、遠隔農業地帯における農地価格の下落と自作地有償所有権移転の増加の動きである。遠隔農業地帯におけるこうした農地価格の下落は、農産物輸入の拡大のもとでの農産物過剰、農産物全般の価格の低落等に示される農業不況の様相の深まりのもとでの農業収益の悪化、生産意欲、農地購入意欲の減退等が主な要因となっている。そしてそれは80年代に入ってから自作地有償所有権移転の増加とも重なる。負債整理目的の農地売却の多発が自作地有償所有権移転増加の大きな要因となっているからである。

このような農地価格の下落は、農業内的な地価引き上げの要因が基本的に消失し、農外からの、都市的・非農業的な要因に基づく地価引き上げ作用がなければ、ないしは弱ければ地価は低下するようになってきつつあることを意味している。いわば、「地価神話」の崩壊である。

かかる農地価格の新たな動向は、今後の農地流動化の動きにも一定の影響を及ぼすことになろう。80年代に入ってから自作地有償所有権移転の増加にも一部その影響をみる事が出来るが、農外的な地価引き上げ作用の弱いところでは農地流動化の中で自作地有償所有権移転が軽視できないウエートを占めながら展開して行くであろう。もっとも、地価は低下傾向にあるが、まだ農業収益価格の水準にまで下がっているわけでない。両者にはまだかなりの開きがあり、今後それがどこまで低下するかが注目される。

なお、86年以後は自作地有償所有権移転が大部分の地域で減少傾向を示しているが、これは前述したような背景からの購入意欲の減退、一層の地価下落を見込めでの買い控え等で買い手がつきにくくなっていること等によるものと思われる。また、中山間部では買い手、引き受け手がでてこないままに耕地が荒

廃していく危険性をもはらんでいる。

(2) 農地賃貸借と農作業受委託との異同、連関について宮城県米山町の実態を取り上げて検討した。米山町の事例の検討結果に即していえば、第1に、1 ha以下の下層では稲作の作業委託が一般化しているが、その作業委託は下層になるほど部分的な作業の委託でなく、(防除は除いて)育苗から稲刈り・脱穀までの(恐らくは乾燥・調整もふくむ)機械作業のほぼ全部の請け負わせが主体をなすようになってきている。しかし、このように主要な機械作業を一貫的に請け負わせながらも、肥培管理作業はほとんどの場合、委託者が担当している。委託者が肥培管理作業を担当し、収穫物を収得し、リスクも総て負担している点において、生産過程を借り手側が遂行し、リスクも負担している農地賃貸借と基本的に異なっているといえよう。

第2に農作業委託の場合には、補助的な老人、婦人の労働力という形ではあれ、肥培管理を行なうだけの労働力が存在しており(年間60~149日の農業従事者はいないが、59日以下の農業従事者は存在している)、そのような労働力が存在する限りはほとんどが作業委託を継続することがみこまれる。機械作業を他に委託しながらも自家農業を継続することは、そうした補助労働力の就業の場を確保するという意味も持っている。そして、その方が経済的にも農地を貸付けるよりも有利な条件が——低労賃、高地代の関係において——存在している。作業を委託している農家にも肉牛や肉豚を飼養している農家が存在するのは、そうした補助労働力の存在とその就業の場の確保という点において共通している。

第3に、このようなとくに1 ha以下層の作業委託農家には、補助的な労働力は存在するが、機械を操作するような労働力が存在せず(ないしは農外に専従)、農業機械も保有していない。その限りでは、これらの層の作業委託は再び自家耕作に戻る可能性は小さく、不可逆的な面が強いことも事実である。そして肥培管理を行なっている補助労働力が一層の老齢化等で完全にリタイアせざるをえなくなったとき、もし後継者が確保されないか、ないしは後継者が自家農業をひきつがなければ、貸付け、ないし売却等の処分をせざるをえないことにな

ろう。

(3) 農作業委託から農地貸付への移行の動きに関しては、全国的な統計の検討からは農作業の委託農家の離農→土地持ち非農家としての農地の貸付け、というのが主要な流れをなし、作業の委託農家から農地の貸付農家への移行は、農地貸借と農作業受委託とが並進、ないしは農地貸借が主の地域ではある程度みられるが農作業受委託が専ら展開しているような地域ではそうした移行が余りみられないことが確認される。米山町の実態の検討もそのことを改めて確認している。この地域では、貸付けよりも作業委託が経済的に有利であること、三世代家族の広範な存在と、そのもとでの補助労働力の存在、農作業を受託する農家や集団の存在等により、農作業委託が支配的となっており、そうした条件が大きく変化しない限り、農作業受委託が今後もなお、支配的に存在し、農地貸借への移行はあまり進まないものとみこまれる。農地貸借が広範に展開する条件のもとでなければ、農作業委託から農地貸付への移行もあまり進まないのである。

農作業委託から農地貸借への移行を抑制する要因として作業料金の低位性が問題とされることがあるが、低作業料金は高地代と同様に低労賃に基づく（そのほか高地代は高収量、作業料金は基盤整備等による機械作業の能率の高さ）という同根の関連を有しており、作業料金だけを引き上げて農地貸借への移行を促進するということにはなりえないであろう。

なお、農作業受委託は中上層農家の作業規模の拡大という形で規模拡大に一定の貢献をするとともに、この地域では特に下層のコスト節減に重要な役割を果たしていることが指摘されなければならない。

(4) 以上のような農作業受委託の広範な展開のもとで、農地貸借の展開は低位であるが、普通の貸借に純化しきらない作り分けという形態の貸借と、農用地利用増進事業による利用権設定という新しい形態の貸借とが並進している。利用権の設定は借り手側としては小作料の水準、期間の長期性、安定性等で最も有利な借入れであるが、貸し手は主に職員勤務の農家や老人農家、農業者年金受給のための第三者移譲等で、この地域ではその存在はまだ限られている。

前者の作り分けは小作料定額の農地賃貸借と農作業受委託との中間的な形態であり、利用権設定と作り分けとは内容を大きく異にする。各々の費用の負担、取り分を各々の形態毎に比較すると、利用権、作り分け、農作業受委託と移るにしたがって地主、出し手側の取り分が多くなり、低労賃、高地代の関係がより強くなっている。

利用権設定は、普通従来の個別相対の貸借を農用地利用増進事業にのせるというのが多いわけであるが、以上のように利用権と作り分けの内容が大きく異なることは作り分けから利用権への移行を容易に生じ難くさせる要因ともなる。前述した職員勤務農家等の層の薄さとともに、利用権設定がこの地域ではまだあまり進まない所以である。職員勤務農家の増加はこの地域での労働市場、特に男子型の労働市場の拡大如何にかかわっているわけであるが、当面その急激な拡大は見込み難い。

(5) 作り分けは宮城県北地域には比較的広く分布する貸借の形態の一つであるが、佐賀を始めその他の地域にも類似の形態が存在する。収穫物折半という形態、共済の名義や出荷者の名義は地主側に留保し、地主側がリスクや水利費等の物財費の一部も負担するという点に特徴がみられるわけであるが、戦前のこの地方に存在した刈分け小作関係等の痕跡もひきずりながら、戦後の自作農の家族労働力の一時的変動にともなう労働力調整や自作農経営の部分的分解の過程で生じたのが農作業受委託やこうした作り分けであった。この作り分けは、この地域で支配的な農作業受委託にひきずられ、その影響を強く受け、小作料定額の一般的な農地賃貸借に純化しきらない貸借である。他面でそれは、この地域の自作農的構造の根強さの反映ともいえよう。

付表 調査農家の農地移動・農作業受委託（〇集落）

農家 番号	経営 耕地 (a)	土地売買			農地貸借			作業受委託（稲作）			
		年次	売買	面積 (a)	開始 年次	貸借	面積 (a)	受・ 委託	開始 年次	作業相手	面積 (a)
①*	462	1984年	買	70	1984年	借	82				
②*	520				73	借	270				
③*	551				79~85	借	295				
④	393										
⑤	391	84	買	30							
⑥*	382				84	借	60				
⑦	360	71. 84	買	37							
⑧	350	79	売	5				受	1975年	育苗・田植	50
⑨	329										
⑩	326										
⑪	315							(受	81~83	刈取脱穀乾燥調整(組)	
⑫	276				83	借	12				
⑬	270	78. 85	売	5	78~83	借	9				
⑭	270	85	買	30				受		田植刈取脱穀乾燥調整	45
⑮	268							(共	同	作業)	
⑯	267										
⑰	261	77	買	100	?	借	11	受	75	育苗~乾燥調整	30
⑱	260										
⑲	248										
⑳	245										
㉑	238										
㉒	227										
㉓	223				81	借	40				
㉔	222							委	78	耕起代かき田植刈取脱穀(組)	89
㉕	215										
㉖	211	84	買	30				受	?	育苗~乾燥調整	60
㉗	208	85	買	40							
㉘	203										
㉙	195										
㉚	188										
㉛	184										
㉜	168										
㉝	165										
㉞	145	83	売	50				委	83	田植 (農)	140
㉟	142										
㊱	142										
㊲	140										
㊳	125							委	85	育苗乾燥調整 (組)	81
㊴	114										
㊵	113										
㊶	106							委	75	耕起代かき田植刈取脱穀(農)	70
㊷	98							(共	同	作業)	
㊸	82										
㊹	72										
㊺	60										
㊻	40							委	?	育苗~刈取・脱穀 (農)	40
㊼	36	78	売	30				?		育苗~乾燥調整 (農)	30
㊽	35							78		耕起~刈取・脱穀 (農)(組)	31
㊾	20							75		育苗~乾燥調整 (農)	20

注(1) * のついた農家は生産組合のメンバー。

(2) 作業委託のところの相手先, (組): 生産組合, (農): 農家。

〔要 旨〕

農 地 流 動 化 の 構 造
——東北地方の動向を中心に——

田 畑 保

本稿では、東北地方の動向を中心に、そこでの農地移動で依然として大きな比重を占めている自作地有償所有権移転の動向、および農地賃貸借と農作業受委託との関連の問題をとりあげ、東北地方における農地流動化の構造とその特質を検討した。

(1) 1980年代に入ってから農地流動化の特徴の一つは、北海道、東北等で顕著な農地価格の下落傾向の拡大とそれまで減少していた東北での自作地有償所有権移転の漸増への転換である（ただし、86年以降は再び減少）。後者については負債整理目的の農地売却の多発によるところが大きく、前者は、農産物輸入拡大のもとでの農産物過剰、価格低下等による農業収益の悪化と生産意欲、農地購入意欲の減退等が主な要因となっている。それは、農業内的な地価引き上げ要因が基本的に消失し、農外からの引き上げ作用が弱ければ地価は低下傾向を示すようになったことを意味している。かつての「地価神話」の崩壊である。

(2) 東北での農地賃貸借と農作業受委託との異同、連関については宮城県米山町の事例に基づいて検討した。この地域では、貸付けに対する作業委託の経済的有利性、三世代家族の広範な存在と、そのもとでの補助労働力の存在、作業を受託する農家や集団の存在等により、1 ha 以下の下層では作業委託が一般化し、しかも下層になるほど育苗から乾燥・調整までの機械作業の一貫的な請け負わせが多くなっているが、委託者がなお、肥培管理作業を担当し、収穫物を取得し、リスクも総て負担している点において、農地賃貸借と異なっている。こうした条件のもとで、農地賃貸借の展開は低位で、作り分けというこの地域に特有な形態の貸借と、利用権設定という新しい形態の貸借とが並存しているが、利用権の設定はまだ職員勤務の農家や老人農家等に限定されている。作り分けは、宮城県北地域には比較的広く分布し、収穫物を貸し手と借り手で折半し、貸し手がリスクや水利費等の物財費の一部も負担するという貸借で、小作料定額の農地賃貸借と農作業受委託との中間的な形態である。それはこの地域で支配的な農作業受委託の影響を強く受け、また戦前の伝統的な地主小作関係の痕跡もひきずり、小作料定額の一般的な農地賃貸借に純化しきらない貸借である。他面では、自作農的構造の根強さの反映でもある。これら各形態毎の費用の負担、取り分を比較すると、利用権、作り分け、農作業受委託と移るにしたがって貸し手、委託者の取り分が多くなり、低労賃、高地代の関係がより強くなっている。